

## 議 事 録

### 1 会議名称

令和元年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

### 2 開催日時

令和2年3月2日（月） 午前8時50分から午前10時20分まで

### 3 開催場所

滝沢市役所2階 201会議室

### 4 出席者

#### (1) 委員

松下 壽 夫

三田地 宣 子

石 堂 淳

内 田 浩

主 浜 照 風

#### (2) 事務局

企画総務部 総 務 課 課 長 勝 田 裕 征

企画総務部 総 務 課 総括主査 鈴 木 信

企画総務部 総 務 課 主 査 千 葉 雄 太

企画総務部 総 務 課 主 事 根 澤 亮 太

#### (3) 関係課等

##### ア 諮問第1号

健康福祉部 地域包括支援センター 所 長 佐 藤 修 子

健康福祉部 地域包括支援センター 主 事 清 川 諒

##### イ 諮問第2号

健康福祉部 地域包括支援センター 所 長 佐 藤 修 子

健康福祉部 地域包括支援センター 主 査 菊 池 絵 里 子

##### ウ 諮問第3号

経済産業部 農 林 課 総括主査 松 本 理

経済産業部 農 林 課 主 事 遠 藤 拓 海

##### エ 諮問第4号

経済産業部 農 林 課 総括主査 松 本 理

経済産業部 農 林 課 主 事 大 澤 健 也

##### オ 諮問第5号

都市整備部 都市政策課 課 長 齋 藤 克 也

都市整備部 都市政策課 主 任 伊 藤 璃 奈

##### カ 諮問第6号

企画総務部	財 務 課	課 長	滝 田 俊 一
企画総務部	財 務 課	総括主査	藤 澤 義 美
企画総務部	財 務 課	主 査	田 口 敬 仁

## 5 議 事

- 諮問第1号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部地域包括支援センター）
- 諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域包括支援センター）
- 諮問第3号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について（経済産業部農林課）
- 諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について（経済産業部農林課）
- 諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について（都市整備部都市政策課）
- 諮問第6号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について（企画総務部財務課）

## 6 会議状況

事務局：定刻となりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

なお、高橋委員は、本日は日程の都合がつかず欠席となっております。

本日の議題は、諮問が6件と件数が多くなっておりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、諮問第3号及び第4号のうち一部の事務について、本来であれば事務を開始する前に事務登録をし、委託をする前に審議会の意見を聞かなければならないところですが、それらの手続を経ずに事務を行っていたため、今回、追認という形で承認いただきたいものであります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、本題に入らせていただきます。

只今の出席委員は、5人であります。半数以上を満たしておりますので、滝沢市行政情報公開条例第25条第2項の規定により、会議は成立いたします。

只今から、令和元年度第2回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事に先立ちまして、お諮りいたします。

本審議会は、滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会運営要領第6条第1項の規定により、会長が特に必要があると認めたとき以外は、原則公開となっております。

本日の会議は、この規定により公開として進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

委員：（異議なし）

事務局：それでは、公開として会議を続けます。

以後の議事の進行は、滝沢市行政情報公開条例第24条第2項の規定により、会長にお願いいたします。

会長：それでは、議事を進めます。本日の議事は、諮問が6件となっております。

では始めに、「諮問第1号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第1号について御説明いたします。この案件は、健康福祉部地域包括支援センターが所管する個人情報取扱事務である「地域包括支援センター運営事業」の一部を委託すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて滝沢市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

では、諮問書に沿って御説明します。1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「地域包括支援センター運営事業」であります。

この事務の内容は、市において高齢者人口が増加傾向にあるなか、より細やかな支援体制を構築し、地域包括ケアの進展を図るため、介護保険法第115条の47の規定により、市が運営している地域包括支援センターの担当圏域を北部、中部及び南部の3圏域に分割し、当該分割した1圏域又は2圏域ごとに1か所センターを設置し、かつ、当該センターにおける包括的支援事業、介護予防日常生活支援総合事業、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築及び指定介護予防支援事業を委託業者による運営に移行するものであります。

「2 所管課等」は、健康福祉部地域包括支援センターです。

「3 個人情報取扱事務の委託について」ですが、（1）の委託先については、令和2年度に公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、決定となった委託先とする予定としています。

（2）委託の内容ですが、委託する内容は、先ほど申し上げましたとおり、包括的支援事業、介護予防日常生活支援総合事業、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築及び指定介護予防支援事業であります。

委託に含まれる個人情報は、システムで使用する整理番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、収入、財産状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、介護保険情報、介護保険サービスに係る情報、家庭状況、居住状況及び趣味・嗜好です。

続いて「ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「各種相談業務の委託」及び「福祉、保健サービス業務委託」となります。この実施

要綱がお配りしている基礎資料3でございます。こちらの1ページ目下から2行目の第10条を御覧いただきたいと思っております。第10条第1項で、「委託する個人情報取扱事務は、別表第8に該当すること。」が求められております。そしてその別表第8の該当部分が10ページ及び11ページです。10ページ目の表の左の下から2番目の欄に「各種相談業務の委託」とあり、11ページ目の表の左の欄の1番上に「福祉、保健サービス業務委託」とあります。そしてこの内容がそれぞれ1つ右の欄にあるとおり、「希望者の相談を受け、適切な助言、指導を行う。」、「希望者に福祉、保健サービスを提供し、その結果を市に報告する。」となっております、今回諮問している内容と合致するものです。

諮問書の2ページにお戻りいただきまして、(3)委託の条件についてですが、実際に委託する際には実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

続いて「4 オンライン結合による個人情報の提供について」ですが、「(1) オンライン結合により提供する個人情報の提供先」及び「(2) オンライン結合により提供する個人情報」は、先ほどの事務の委託と同じであります。

「(3) 提供先での利用目的」は、これまで市が運営してきた地域包括支援センターで積み上げた相談記録及び介護保険サービスの利用状況を基に、個別の対応及び市関係課とのケース共有を行うためであります。

次に「(4) オンライン結合により個人情報を提供する理由」についてですが、オンライン結合は、個人情報保護条例第9条第1項で「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」でなければできないこととされています。公益上の必要性については、地域住民、医療機関、警察等から寄せられるセンターの各種相談業務を円滑に実施するためには、対象者の住民基本情報を速やかに確認し、連絡調整、家庭訪問等の対応につなげることが求められております。

「続いて個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」に関連して「(5) オンライン結合による提供の方法」について御説明申し上げます。オンライン結合による提供の方法は、市に設置する物理サーバーと、委託先に設置するクライアント間でネットワーク接続を行い個人情報の提供を行います。セキュリティについては、インターネットと隔離された回線を使用したVPN接続とすること及び端末からのデータの持ち出しにロックをかけることで、機密性を保持することとしていることから、「個人の権利利益を侵害するおそれ」がなく、先ほどの公益上の必要性とともに条例第9条第1項の制約は満たしているものと考えております。なお、サーバーへの住民情報及び介護保険情報の取込みについては、USBフラッシュメモリ等の持ち運び可能な補助記憶装置を用いることで市の住基LANとは別のシステムを構築し、運用する仕様を想定しております。

最後に「5 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報

の提供の開始時期」ですが、いずれも令和3年4月1日を予定しております。

以上で、諮問第1号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：委託先の選定に係る公募型プロポーザルというのはどういった選定方法なのでしょう。

担当課：委託をすることができる相手方が、社会福祉法人や医療法人ということになっていることから、そういったところに周知し、応募していただくこととなります。

委員：公募と公募型プロポーザルによる選定というのは違うのでしょうか。

担当課：公募型プロポーザルでは、市から提示した事業に対して、提案、説明をいただいて、委託先として適当かどうかを選定させていただくこととなります。

委員：プロポーザルということは、提案が事業所ごとに違うのでしょうかから、それらについて何らかの基準で点数化して選定するというのでしょうか。

担当課：そのとおりです。

委員：金額で決まる入札とは違うのですね。

担当課：そのとおりです。

委員：対象者の情報のうち、趣味、嗜好のような本人しか知り得ない情報を本人から収集すると思いますが、これらを委託先に提供するときは、本人同意は必ず貰っているという認識でよろしいでしょうか。

担当課：地域包括支援センターの業務の中では、本人の同意を得ることが必ずしも適当でないと判断されるものもあります。例えば、虐待対応等で情報収集しているものもあります。システムで表示されるものは、住民基本情報と介護保険情報ですが、私たちの行ってきた業務の相談記録等の中に嗜好等の情報も含まれていることから、諮問書に項目として記載しております。

委員：本人から収集した趣味、嗜好といった情報を委託先に提供する場合は、本人同意があればできる、ということの確認をしたかったのですが。

担当課：基本的には、委託する事業の中で、指定介護予防支援事業等については、要支援等の認定があった人に対して介護サービスを提供するものですが、こういったものであれば本人の同意を得た上で、関係機関に情報を提供するという形になりますけれども、例えば、緊急の対応や先ほど申し上げた虐待対応等では本人の同意がなくても提供できる情報もあります。あくまでもその業務の範囲内での情報提供、情報収集ということになります。

委員：それでは、本人が知らない情報も載っている場合もあるということでしょうか。

担当課：そうですね。全てが本人から収集した情報ではありません。

委員：それは、本人が訂正したい等の要求はできるのでしょうか。

事務局：個人情報保護条例上、自己情報の訂正に関する手続が定められています。

委員：2ページの4（4）の目的に対して、委託に含まれる個人情報について、

趣味、嗜好の部分は健康に関連した部分での情報という趣旨だと思いますが、目的に対して範囲が広すぎるということはない、という理解でよろしいですか。また、どういう基準で提供する情報を列挙したのか、という点について伺いたいです。

担当課：包括支援センターで行っている総合相談事業において、各種相談を受ける、こちらから訪問するといった業務を行う中で相談記録が残っているのですが、この事業においてどこまで個人情報を取得するかというのは、要綱等で定められているわけではなく、住民基本情報や介護保険情報が必須であることは御理解いただけたと思いますが、その他の項目については、今まで積み上げてきた相談記録の中でこれまでに取得した経緯があるものを列挙しております。

委員：個人情報の中に性別が含まれていますが、一定の条件を満たすと戸籍を変えることができますよね。日本人の13人に1人がそういった問題に直面しています。こういった性別の問題について、市も検討しておいた方がいいと思います。

事務局：かしこまりました。

委員：委託に含まれる個人情報の中に負債状況とありますが、負債状況というのは市で把握できますか。

担当課：これは各種名簿等から提供されるものではなく、相談を受けてやり取りをしている中で、例えば経済的に厳しい方であればこういった情報をお聞きしないと次の対応、サービスにつなげられないことがあるので、それで記載させていただいております。ですので、市として最初からわかるものではありません。

会長：諮問第1号を承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議がない旨の意思表示をする。）

会長：それでは、諮問第1号を承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：では、これから「諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第2号について御説明いたします。この案件は、健康福祉部地域包括支援センターが所管する個人情報取扱事務である「盛岡広域成年後見センター設置事業」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

諮問書に沿って御説明します。1ページ目を御覧いただきたいと思います。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「盛岡広域成年後見センター設置事業」であります。

この事務の内容は、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断

能力が十分でない人の権利を守り生活を支える成年後見制度について、制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する全ての家庭において包括的に支援を行うことを目的として、盛岡広域5市町の共同で盛岡広域成年後見センターを設置し、広報・啓発業務、相談業務、利用促進業務、関係機関等連絡調整業務、後見人等支援業務及び地域連携ネットワーク構築に関する事務を行うものです。

「2 所管課等」は、健康福祉部地域包括支援センターであります。

「3 委託先」は、公募型プロポーザル方式による業者選定の実施により決定となった委託先です。なお、諮問書作成時点では決定した内容を公開していなかったためこのような記載となっておりますが、委託先として決定した業者は、「特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」であります。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容」は、1(2)のアからカまでの事務であります。このうち、主に個人情報のやり取りが発生するイの相談業務について、別添の資料に基づいて説明いたしますので、7ページ目の資料1に記載された図を御覧ください。まず、図下側の相談者が、市の地域包括支援センター又は委託先に相談をします。市に相談があった場合にあっては、今までどおり相談を受け付けることも行いますが、基本的には委託先業者を紹介し、そちらで対応することとなります。また、その紹介を行う際に、当該相談者の個人情報を委託先に提供します。委託先に相談があった場合にあっては、委託先から相談者の情報を求められた場合は、市から当該相談者の情報を提供し、委託先は、相談内容に応じた関係機関等又は弁護士等の専門職に当該相談者の個人情報を提供し、相談者と関係機関等を相互に紹介すること及び相談内容に応じて、家庭裁判所への本人等申立ての支援をすること等の事務を行います。

諮問書1ページにお戻りいただきまして、「(2) 委託に含まれる個人情報」についてですが、こちらは、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職・地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、介護保険情報、障がい者手帳情報、家庭状況、居住状況及び趣味・嗜好であります。

「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は諮問第1号と同じく「各種相談業務の委託」及び「福祉、保健サービス業務委託」となります。

「5 委託の条件」についてですが、実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、令和2年4月1日を予定しております。

以上で、諮問第2号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：広域5市町で設置をするということですが、委託先と契約をする主体は、

それぞれがするのか、代表がするのか、5市町が一緒に記名して契約するのか、その契約の方法と、情報提供の方法について教えてください。

担当課：契約については、5市町で記名して契約する形になります。情報提供については、電話での提供又は文書の郵送又は持参による提供を考えています。

委員：成年後見人は、弁護士さんが中心になるのでしょうか。

委員：親族でやる場合もありますし、主としては弁護士ですね。

委員：確認なのですが、委託先で直接相談を受けて情報収集したものを市のセンターにも逆に提供することもあるのでしょうか。

担当課：資料中の委託先から出ている市長申立ての依頼という矢印は、身寄りのない方の申立てを市で行っているのです、その情報は来ることになるかと思いません。

会長：それではこの諮問第2号を承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議がない旨の意思表示をする。）

会長：それでは、諮問第2号を承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：では、これから「諮問第3号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第3号について御説明いたします。この案件は、経済産業部農林課が所管する個人情報取扱事務である「相の沢牧野管理事業」の一部を委託すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて滝沢市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、冒頭でお話したとおり、この諮問第3号でお諮りする事務の委託のうち一部については、既に実施しているものであり、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で御承認いただき、事務登録したいものであります。

では、諮問書に沿って説明をいたします。1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「相の沢牧野管理事業」であります。

この事務の内容は、各畜産農家の排泄物処理や飼養管理に係る労力の軽減を目的として、通年での家畜預託の受入れを行っており、夏季にあつては乳用牛、肉用牛及び馬の放牧を、冬季にあつては乳用牛の牛舎預託を受け入れているものであります。

「2 所管課等」は、経済産業部農林課です。

「3 個人情報取扱事務の委託について」ですが、「(1) 委託先」は、岩手花平農業協同組合であります。

「(2) ア 委託する内容」は、相の沢牧野管理事業に関する業務のうち、「放牧家畜及び施設入所家畜の頭数確認」、「定期検査の補助」、「放牧

草地の管理」及び「事務所・牛舎施設の保全」であります。

「イ 委託に含まれる個人情報」は、預託を受け入れている家畜の所有者の氏名、住所及び電話番号です。

「ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、分類は「公の施設の管理運営委託」となります。実施要綱の該当部分は、基礎資料3の10ページ目の表の一番下の欄に「公の施設等の管理運営委託」とあり、この内容が1つ右の欄にあるとおり、「公の施設等の管理運営を行う。」となっており、今回諮問している内容と合致するものです。

諮問書の2ページにお戻りいただきまして、「(3) 委託の条件」についてですが、次回の契約時から、実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

「(4) 委託の開始時期」ですが、「岩手花平農業協同組合」への委託については、平成23年4月1日から開始しております。

続いて「4 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について」ですが、「(1) ア 個人情報取扱事務の委託先」は、明治飼糧株式会社です。

「イ(ア) 委託する内容」は、牛群情報及び当該情報に含まれる当該預託牛の所有者の情報を管理するための牛群管理システム構築及び保守管理業務です。

「(イ) 委託先に提供する個人情報」は、預託牛所有者の氏名、住所及び電話番号です。

「(ウ) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」ですが、これは「該当有り」となっており、分類は、「電子計算機操作業務委託」となります。基礎資料3の11ページ目の下から5番目の欄を御覧ください。「電子計算機操作業務委託」の内容は、1つ右の欄にあるとおり、「電子計算組織による業務処理の操作を行う。」とあり、今回諮問している事務と合致するものです。

「ウ 委託の条件」ですが、こちらは他の諮問と同様に実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

「エ 委託の開始時期」は、令和2年4月1日を予定しております。

「(2) オンライン結合により提供する個人情報」ですが、「ア オンライン結合により提供する個人情報」は、4(1)イ(イ)の委託先に提供する個人情報と同じです。

「イ オンライン結合により提供する個人情報の提供先」は、3(1)の委託先と同じです。

「ウ 提供先での利用目的」は、前記3(1)の委託先業者が看視業務中に発生した預託牛の異常等により、当該預託牛の所有者に対する緊急連絡を要する場合における緊急連絡先として利用するためであります。

次に「（５）オンライン結合により個人情報を提供する理由」についてですが、オンライン結合は、諮問第１号でも御説明申し上げたとおり、個人情報保護条例第９条第１項で「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」でなければできないこととされています。

まず、「公益上の必要性」ですが、現在の牛群情報の管理は、市及び前記３（１）により委託を受けた看視業者がそれぞれ管理している複数のエクセルファイルによりそれぞれ種付情報等の管理を行い、随時相互に送付することにより情報共有を行っております。しかしながら、複数ファイルによる管理及びそれぞれが個別に管理していることにより入力内容に相違が出る場合があることから、システムにより同一のデータベースを共有することで、事務処理の効率化及び情報共有の精度の向上が図られること並びにこのシステムはインターネット上に公開されたASPサービスであることから、スマートフォン等の情報端末からアクセスできるため、看視業者が行う現場作業の効率化が図られることとあります。

次に、「個人の権利利益を侵害するおそれの有無」ですが、このシステムを使用するためには、ユーザーIDとパスワードの入力が必要となります。各ユーザーIDとパスワードについては、市農林課と看視業者の間のみが付与することにより機密性を保つという内容となっております。

以上の内容から、「公益上の必要性」があり、「個人の権利利益を侵害するおそれ」がないことから、条例第９条第１項の制約は満たしているものと考えております。

最後に「（６）オンライン結合による個人情報の提供の開始時期」ですが、こちらはシステムの委託の開始時期と同じ、令和２年４月１日を予定しております。

以上で、諮問第３号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：花平農協というのは滝沢市にあるのですか。

担当課：はい。滝沢の岩手山の麓にある地域の農協さんになります。

委員：１ページ目で委託先が花平農協となっていて、２ページ目の委託先が明治飼糧株式会社となっているのは、平成２３年から既に花平農協に委託をしていて、新たにオンライン結合を開始するために明治飼糧株式会社に委託するということですか。

担当課：そのとおりです。

委員：中身の話ではないのですが、諮問書２ページの４が（１）、（２）の次が（５）に飛んでいるのですがこれは間違いでしょうか。

事務局：誤記でございます。大変申し訳ございません。

委員：１ページの委託先が岩手花平農協となっていて、２ページでは明治飼糧株式会社となっているのは、平成２３年から委託している花平農協に新たにオンライン結合で個人情報を提供するために、委託先を追加するということで

しょうか。

担当課：そのとおりです。

会長：それではこの諮問第3号を承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議がない旨の意思表示をする。）

それでは、諮問第3号のうち、既に開始してしまっている委託については追認による承認、それ以外の委託及びオンライン結合による個人情報の提供については承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：では、これから「諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第4号について御説明いたします。この案件は、経済産業部農林課が所管する個人情報取扱事務である「滝沢市森林経営管理事務」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。なお、冒頭でお話したとおり、この諮問第4号でお諮りする事務の委託のうち一部については、既に実施しているものであり、今回御審議いただき、内容に問題がなければ追認という形で御承認いただき、事務登録したいものであります。

では、諮問書に沿って御説明します。1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「滝沢市森林経営管理事務」であります。

この事務の内容は、森林の多面的機能の発揮に資するため、平成31年4月1日から森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度が創設されたことに伴い、市が経営又は管理が行われていない森林の所有者に対し、経営管理意向調査を行い、当該所有者から経営又は管理の委託の申出等があった森林について、森林管理集積計画を定めた上で当該所有者から委託を受け、市は、当該委託を受けた森林について、林業経営に適した森林にあつては林業経営者に再委託を行い、当該再委託を行わない森林等にあつては市が自ら経営管理事業を行うものであります。

「2 所管課等」は、経済産業部 農林課 です。

「3 委託先」は、委託する業務ごとに入札により委託先を選定することとしています。なお、(1)の林地情報集約業務については、既に業務の委託を行っており、令和元年度は国際航業株式会社盛岡支店に委託しております。

「4 委託の内容」についてですが、

「(1)委託する内容(範囲)」は、6ページ目の資料1に基づいて御説明いたします。

まず、林地情報集約業務ですが、市が、林地情報集約業務の委託先に対し

、①のとおり林地台帳データとその他林地情報を提供します。当該業務の委託先は、②のとおりそれらの情報を集約したデータを市に納品し、市はその納品されたデータから森林経営管理が必要な林地をリストアップし、優先順位の高い地域を選定します。

次に、意向調査業務ですが、市が、先ほど選定したデータを③のとおり意向調査業務の委託先に対し提供します。当該業務の委託先は、市が決定した優先順位の高い地域から順次、森林の所有者に対し④のとおり経営管理意向調査を実施し、⑤のとおりその調査結果を市に納品します。

次に、森林の経営及び管理業務ですが、市は、意向調査の結果により森林所有者から経営又は管理の委託の申出等があった森林のうち、林業経営に適した森林について、林業経営者に再委託を行います。なお、再委託を行わない森林については、市が管理を行うこととなっております。

諮問書1ページにお戻りいただきまして、「(2)委託に含まれる個人情報」は、森林所有者の住所、氏名及び所有不動産です。なお、林地情報集約業務、意向調査業務、森林の経営及び管理業務のいずれの業務委託においても、委託に含まれる個人情報は同一であります。

「(3)市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは全ての業務委託で「該当あり」となっており、分類は「電子計算機操作業務委託」、「調査分析委託」及び「公の施設等の管理運営委託」とあり、その内容はそれぞれ「電子計算組織による業務処理の操作を行う。」、「市が提供する個人情報又は受託者が取材した個人情報により調査分析を行い、成果物を作成する。」及び「公の施設等の管理運営を行う。」となっており、いずれも今回諮問している内容と合致するものです。

「5 委託の条件」についてですが、実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。ただし、林地情報集約業務の委託については、次回の契約時から同規定に従い、委託に係る仕様書を作成することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、林地情報集約業務については令和元年10月24日から開始済みであります。意向調査業務については令和2年10月から、森林の経営及び管理業務については令和5年8月からの開始を予定しております。

以上で、諮問第4号の説明を終わらせていただきます。

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：これは追認ということになるのでしょうかけれども、2ページ目の6(1)のこれが既に委託してあるということですね。

事務局：そのとおりです。大変申し訳ございません。

委員：諮問が遅れてしまった事情は、どういった理由によるものですか。

担当課：大変申し訳ございません。こちらの方で、審議会に諮問しなければならないということについて認識が不足しておりました。この業務を進めていく中

でこの件に気づきまして、追認をいただきたいという形で諮問させていただきました。

委員：滝沢市にはどれだけ森林があって、どのように管理されているか、もしわかればお聞きしたいです。

担当課：今お答えできる分についてお答えします。まず、滝沢市には入会林野はございません。今回新しく制定された法律によってこの制度がスタートしたところですが、対象となるのは私有林の人工林になりますので、市、国、県の山は対象になりません。また、天然林も対象になりません。そして対象となる人工林は、2,000ha程度ありまして、それらを対象に現在市の状況の調査、手入れの必要なもののうちどこを優先的に対処しなければならないか、というところを今年度行っているところです。

委員：実際に、所有者から経営や管理の委託の申出というのはありましたか。

担当課：今はあくまでも市の状況の調査段階でして、優先順位を決めて意向調査を行い、その結果についてどうしていこうか、というのが来年以降の検討事項ということになっています。

委員：6ページの事務フローの図でいうと、現在は①、②の部分を行っている段階ということでしょうか。

担当課：現在は①を行っている段階です。来年度は③から⑤までを実施しまして、下半分については、順次各地区を回りながら意向調査、現場の繰り返しということになります。

委員：情報集約業務と意向調査業務の委託先は違う業者になるということでしょうか。

担当課：今年度行っている業務の委託先も入札で決定していますし、来年度も入札を行う予定ですので、業者が変わることは十分考えられます。

会長：それではこの諮問第4号を承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議がない旨の意思表示をする。）

会長：それでは、諮問第4号のうち、既に開始してしまっている委託については追認による承認、それ以外の委託については承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：では、これから「諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第5号について御説明いたします。この案件は、都市整備部都市政策課が所管する個人情報取扱事務である「空家等対策推進事業」の一部を委託することについて滝沢市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、諮問するものであります。

では、諮問書に沿って御説明します。1ページ目を御覧ください。「1

個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「空家等対策推進事業」であります。

この事務の内容は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく滝沢市空家等対策計画を策定し、空家等が抱える課題への対策をより総合的かつ計画的に進めること並びに市における空家等対策の全体像及び空家等の適正な管理の重要性について広く市民に周知していくことを目的とし、「空家等の現地調査並びに空家等の所有者等の意向及び空家の実態に関するアンケート調査の実施」、「空家等対策計画の策定」及び「当該計画に定める施策の推進」に関する事務を行うものです。

「2 所管課等」は、都市整備部都市政策課です。

「3 委託先」は、入札により選定した業者とする予定です。

「4 委託の内容」の「(1) 委託する内容(範囲)」については、資料に基づいて説明いたしますので、6ページ目の資料1を御覧ください。

市の都市政策課が、①の水道閉栓情報と、②の空家データベースの情報を委託先に提供し、委託先においては、提供された情報から空家等の候補を抽出し、空家等の不良度の判定等をするため、空家等の候補の現地調査を行い、市にその結果を報告します。

市は、現地調査を実施した空家等の所有者等の情報を委託先に提供し、委託先においては、空家等の所有者等の意向及び空家等の実態に関するアンケート調査を行い、それらの調査結果及び空家等の戸数、分類、傾向等の分析結果等を市に納品します。

市は、納品された調査結果、分析結果等に基づき、空家等対策計画を策定します。

諮問書2ページにお戻りいただきまして、「(2) 委託に含まれる個人情報」についてですが、こちらは、整理番号、氏名、住所、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、財産状況及び居住状況です。

「(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第8の該当」についてですが、これは「該当あり」となっており、別表第8における分類は「調査分析委託」であります。その内容は「市が提供する個人情報又は受託者が取材した個人情報により調査分析を行い、成果物を作成する。」とあることから今回諮問対象となっている事務と合致するものです。

「5 委託の条件」についてですが、実施要綱別表第9の規定に従い、これらの事項を特記仕様書等に盛り込んで契約することといたします。

最後に「6 委託の開始時期」ですが、令和2年5月下旬を予定しております。

以上で、諮問第5号の説明を終わらせていただきます。

会 長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委 員：滝沢には空家はどれくらいあって、地域おこしの関係でどのような計画があるのでしょうか。

担 当 者：市で把握している空家の数は約300件です。この数字の基になっている

のは自治会へのアンケート結果です。一方で、国で実施している統計調査では、約800件の空家があるとされているので、実態を把握しきれていない、という状況にあります。

計画については、今のところ策定していないので、今後策定していく中で盛り込んでいく内容になります。

委員：盛岡の場合は、空家がたくさんあるので、社会福祉協議会では対応しきれないといった感じになっています。そこで、地域おこしの事業でこの空家を活用できないか、ということで検討されています。そういったことは滝沢市でも検討されているのかな、ということで質問しました。

担当者：空家の利活用というところが課題になるので、計画と同時に空家バンクの創設を進めておりまして、これには宅建協会さんも入っていただいて、全国版の国土交通省さんの空家バンクにも登録をして、全国的にそういった情報を広く提供できる環境を整えたいと考えています。

委員：フロー図の税務課と都市政策の税務課併任というのは、どちらがどちらを併任するのでしょうか。また、その職務の内容は何でしょうか。

担当者：これは、都市政策課の職員が税務課の業務を併任するという形で、当初、税情報を都市政策課から依頼して提供してもらうことを予定していましたが、量が膨大になり税務課職員の負担が大きくなることから、この併任によって、都市政策課の職員がその業務を行うということになります。

委員：税法の適用は当然受けるけれども、こういった手続を経ているので、直接都市政策課の併任職員が情報を抽出できる、というイメージですね。

担当者：そのとおりです。

委員：都市政策課から、税務の課税の方にフィードバックするような情報提供はあるのですか。

担当者：今のところはこちらで収集する部分だけを想定していますが、始めてみてフィードバックが必要だということであれば、調整したいと思います。

委員：委託に含まれる個人情報というのは、基本的には空家の所有者の個人情報ですよ。等というのは具体的にはどのような人を想定していますか。

担当者：所有者が特定できればよろしいのですが、相続等によって特定できない場合に必要な、管理者という立場の人の情報も含まれます。

委員：管理者というのは、事実上その空家を管理している人ということですか。

担当者：例えば税関係では納税管理者のような、所有者ではない人でも、そういった人を相手方としていますし、必要な権利がある人、という意味合いも含まれます。

委員：所有者以外の方のこういった情報も収集するということですか。

担当者：登記上の所有者の方が亡くなられていたりすると、権利者を関係者として意向確認が必要になりますので、そういった人を含めて所有者等としています。

委員：続柄、親族関係とありますが、続柄と親族関係は別なのですか。

担当者：税務課で財産の相続放棄をされている人は、市で続柄を調べて推定相続人

を調査しまして、その情報を提供するので、この続柄というのを入れさせていただきます。

委員：婚姻歴も。

担当者：そうですね。婚姻歴も調べております。

委員：財産権関係において必要なのですね。

担当者：そのとおりです。

委員：それでは抵当権者も含まれるのですか。

担当者：今のところは抵当権者について特段調べる予定はありませんが、危険な空家の場合は、調べることもあります。

会長：諮問第5号を承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議がない旨の意思表示をする。）

会長：それでは、諮問第5号を承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の入れ替え ～

会長：では、これより「諮問第6号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：諮問第6号について御説明いたします。この案件は、企画総務部財務課が所管する個人情報取扱事務である「ふるさと納税推進事業」の委託の内容を変更すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて滝沢市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第1項の規定により諮問するものであります。

諮問書に沿って説明をいたします。1ページ目を御覧ください。「1 個人情報取扱事務の名称及び内容」ですが、事務の名称は「ふるさと納税推進事業」であります。

この事務の内容は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、「地方創生」の一環として、納税の地域間格差の是正を目的とした「ふるさと納税」制度が平成20年から開始されたことに伴い、市の自主財源の拡大を図るため、ふるさと納税制度を推進するものであります。ここで、1点訂正があります。なお書きの部分で「委託先に提供する個人情報に変更がない」と記載がありますが、後述する変更内容の中に「委託先に提供する個人情報」がありますので、この部分を削除いたします。お詫びして訂正いたします。

「2 所管課等」は、企画総務部財務課であります。

「3 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について」ですが、「(1) 変更の理由」は、ふるさと納税の拡大のため、ポータルサイトを増設することに伴い変更するものであります。

「(2) 変更内容」の「ア 委託する内容及び委託先」ですが、表のとおり、委託内容及び業者の変更を予定しています。

まず、申込受付業務については、現在の委託先のうち「株式会社サイネッ

クス」が委託先から外れ、「楽天株式会社」、「株式会社アイモバイル」及び「株式会社さとふる」が追加となります。

次に、収納代行業務については、現在の委託先のうち「ヤフー株式会社」及び三井住友カード株式会社」が委託先から外れ、「楽天株式会社」、「株式会社さとふる」、「ベリトランス株式会社」、「トヨタファイナンス株式会社」及び「株式会社トラストバンク」が追加となります。

次に、返礼品の発送業務については、現在の委託先に「株式会社トラストバンク」、「株式会社さとふる」及び「その他市内返礼品取扱業者」を追加します。

次に、代理受領証明書発行業務については、現在の委託先である「株式会社サイネックス」から、「株式会社トラストバンク」に委託先の入替えを行います。

次に、「ワンストップ特例対応業務」及び「ふるさと納税管理システム」をいずれも「株式会社トラストバンク」に新たに委託します。

なお、備考欄の※6にもあるとおり、株式会社トラストバンクについては、申込みの受付から返礼品の発送まで一貫して委託する予定となっております。

次に「イ 委託に含まれる個人情報のうち委託先が収集する個人情報」及び「ウ 委託先に提供する個人情報」ですが、これらは、変更前に対して、変更後は個人番号の部分が追加されています。

事務の委託先及び個人情報の流れについて7ページの資料1にまとめておりますので御参照ください。

3ページにお戻りいただきまして、「(3) 委託の開始時期」は、令和2年4月1日を予定しております。

続いて、「4 オンライン結合による個人情報の提供について」ですが、「(1) オンライン結合により提供する個人情報」は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄付金額及び希望返礼品であります。

「(2) 提供先」は、「株式会社トラストバンク」、「滝沢市観光協会」及び「その他市内返礼品取扱業者」であります。

「(3) 提供先での利用目的」は、「寄付金受領証明書の発行代行及びダウンロードサービスの提供」、「ワンストップ特例申請業務代行サービスの提供」及び「返礼品の発送代行業務」に利用するためであります。

「(4) オンライン結合による提供の方法」は、市及び株式会社トラストバンクが取得したふるさと納税制度に申込みをした者に関する情報のうち、個人番号にあつてはL G W A Nというインターネットから隔離された総合行政ネットワーク上に構築されているふるさと納税管理システムに入力し、個人番号以外の情報にあつてはインターネット上に構築されているふるさと納税管理システムに入力します。

提供先の業者は、インターネット上に構築されているふるさと納税管理システムにアクセスし個人番号以外の情報を閲覧することができます。なお、

L G W A N上に構築されているふるさと納税管理システムについては、市及び株式会社トラストバンクのみがアクセスすることができる仕組みになっています。

「（５）オンライン結合により提供する理由」についてですが、オンライン結合は、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」でなければできないこととされています。

まず「公益上の必要性」は、提供先と必要な情報がリアルタイムかつ正確に共有されることによる情報共有の正確性の向上及び業務の効率化が図られることであります。

次に、「個人の権利利益を侵害するおそれの有無」については、特に重要な個人情報である個人番号はL G W A N環境のみで取り扱うこととしていること並びに当該システムを使用するためにはユーザーIDとパスワードの入力が必要となること並びに各ユーザーIDとパスワードを市財務課及び情報の提供先のみが付与することにより、機密性を保持する仕組みとなっております。

最後に「（６）オンライン結合による提供の開始時期」ですが、委託に係る内容の変更と同じく令和２年４月１日を予定しております。

以上で、諮問第６号の説明を終わらせていただきます。

会 長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

会 長：（質疑がなかったため）それでは、諮問第６号を承認してよろしいでしょうか。

委 員：（異議がない旨の意思表示をする。）

会 長：それでは、諮問第６号を承認ということで、答申することといたします。

～ 説明員の退場 ～

会 長：それでは、その他に入ります。

委員の皆様、又は事務局から何かございますか。

一 同：（特にない旨の意思表示をする。）

会 長：それでは特にないようですので、本日の会議は、これまでといたします。

事 務 局：以上をもちまして、令和元年度第２回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

## 7 会議資料

基礎資料 1 滝沢市行政情報公開条例（平成９年滝沢村条例第８号）

基礎資料 2 滝沢市個人情報保護条例（平成９年滝沢村条例第９号）

基礎資料 3 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成１０年滝沢村告示第５０号）

諮問第１号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供につ

- いて（健康福祉部地域包括支援センター）
- 諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域包括支援センター）
- 諮問第3号 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について（経済産業部農林課）
- 諮問第4号 個人情報取扱事務の委託について（経済産業部農林課）
- 諮問第5号 個人情報取扱事務の委託について（都市整備部都市政策課）
- 諮問第6号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について（企画総務部財務課）

## 諮問第 1 号

### 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について

次のとおり個人情報取扱事務を委託すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

滝沢市長 主濱 了

#### 1 個人情報取扱事務の名称及び内容

##### (1) 名称

地域包括支援センター運営事業

##### (2) 内容

市において高齢者人口が増加傾向にあるなか、より細やかな支援体制を構築し、地域包括ケアの進展を図るため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 の規定により、市が運営している地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当圏域を北部、中部及び南部の 3 圏域に分割し、当該分割した 1 圏域又は 2 圏域ごとに 1 か所センターを設置し、かつ、当該センターにおける次のアからエまでの事業を委託業者による運営に移行するもの。

ア 包括的支援事業

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

ウ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

エ 指定介護予防支援事業

#### 2 所管課等

健康福祉部 地域包括支援センター

#### 3 個人情報取扱事務の委託について

##### (1) 委託先

令和 2 年度に公募型プロポーザルを実施し、委託先の選定を行う。

##### (2) 委託の内容

ア 委託する内容（範囲）

前記 1（2）アからエまでの事業

イ 委託に含まれる個人情報

整理番号（システムで使用するもの）、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、職歴、収入、財産

状況、納税額等状況、公的扶助、負債状況、健康状況、病歴、障害、身体状況、介護保険情報、介護保険サービスに係る情報、家庭状況、居住状況及び趣味・嗜好  
ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（各種相談業務の委託及び福祉、保健サービス業務委託）

（3）委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い委託に係る仕様書を作成することとする。

（4）委託の開始時期

令和3年4月1日（予定）

4 オンライン結合による個人情報の提供について

（1）オンライン結合による個人情報の提供先

前記3（1）と同じ。

（2）オンライン結合により提供する個人情報

前記3（2）イと同じ。

（3）提供先での利用目的

これまで市が運営してきたセンターで積み上げた相談記録及び介護保険サービスの利用状況を基に、個別の対応及び市関係課とのケース共有をするため。

（4）オンライン結合により提供する理由

地域住民、医療機関、警察等から寄せられるセンターの各種相談業務を円滑に実施するためには、対象者の住民基本情報を速やかに確認し、連絡調整、家庭訪問等の対応につなげることが求められるため。

（5）オンライン結合による提供の方法

市に設置する物理サーバー（以下「サーバー」という。）と委託先に設置するクライアント間でネットワーク接続を行い、前記3（2）に示す個人情報の提供を行う。セキュリティについては、インターネットと隔離された回線を使用したVPN接続とすること及び端末からのデータの持ち出しにロックをかけることにより、機密性を保持することとしている。なお、サーバーへの住民情報及び介護保険情報の取込みについては、USBフラッシュメモリ等の持ち運び可能な補助記憶装置を用いることで、市の住基LANとは別のシステムを構築し、運用する仕様を想定している。

5 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供の開始時期

令和3年4月1日（予定）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	地域包括支援センター運営事業			
	目的	高齢者人口の増加に伴い、現在の地域包括支援センター担当圏域（直営1圏域）を分割し、委託運営とすることでより細やかな支援体制を構築し、地域包括ケアの進展を図る。			
	根拠法令等	介護保険法			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	3年4月1日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	高齢者及びその家族			の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	地域包括支援センターの業務を行う上で必要となるため。				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ 介護保険情報 ] <input type="checkbox"/> [ 介護保険サービスに係る情報 ]	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ] 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <b>本人以外から収集する場合の</b> 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ 介護保険法 ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ 介護保険サービス提供に係る同意書 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [ 本人への通知： ] [省略の場合：審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ 病院等からの情報提供 ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 2 号 平成10年3月23日 ] [本人への通知： ] [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日 ]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等 地域包括支援センターシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [ 審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 無		

(第2面)

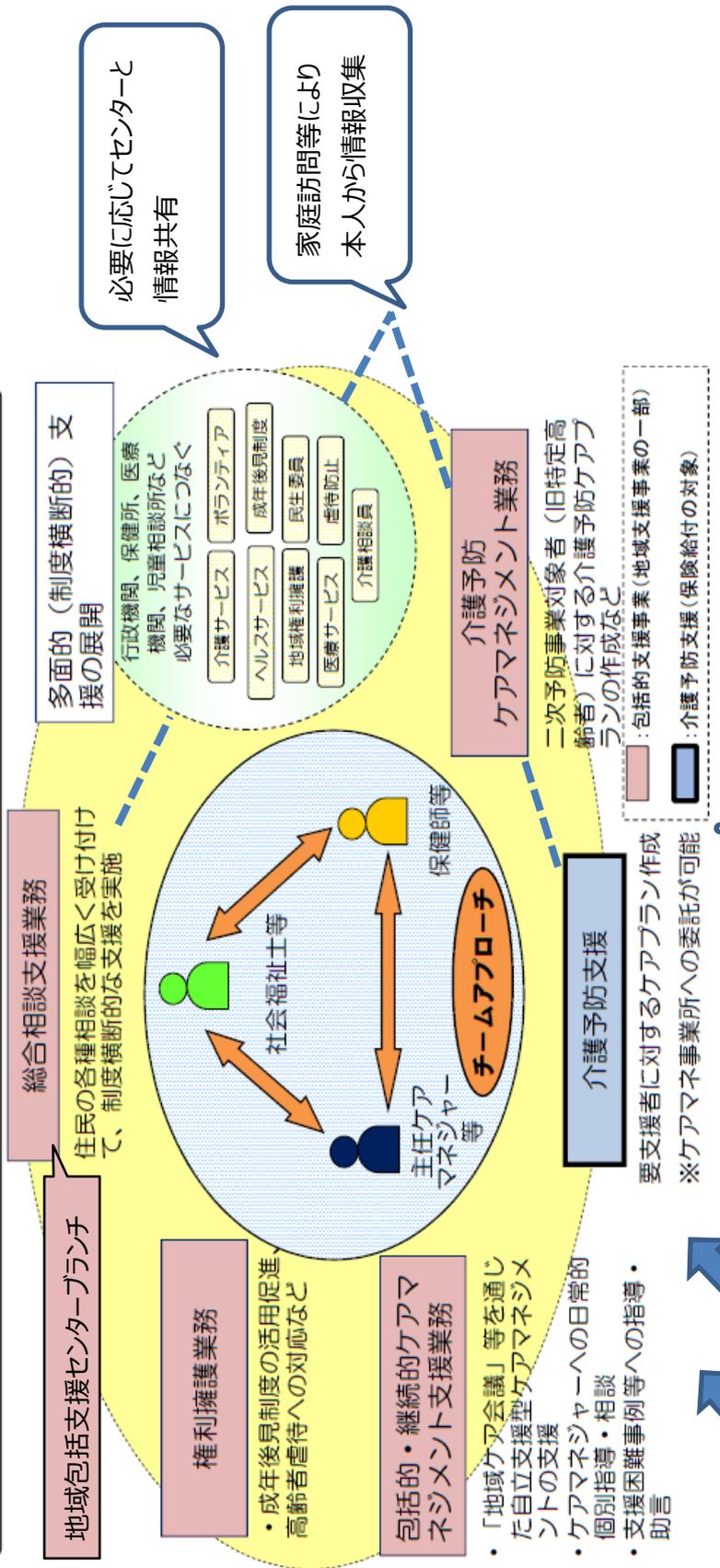
<p>個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)  <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)          [法令名: _____ ]          [利用先: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)          [利用先: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)          [利用先: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号          [利用先: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p>												
<p>個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無  <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)          [法令名: _____ ]          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 2 号 平成10年3月23日          [提供先: 民生委員、警察、消防署、社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、医療機関、          ブランチ、市役所関係課 ]          [項目名: 上記個人情報の項目名アからオまでにおける各細目のうち、必要と認められる項目 ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日 ]</p>												
<p>個人情報取扱事務の委託</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無</p>												
<p>公文書の保管期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____ 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄</p>												
<p>個人情報保護管理責任者</p>	<p>地域包括支援センター所長</p>												
<p>所管課等</p>	<table border="1"> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務移管日</td> <td>審議会報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移管前の課等</td> <td>縦覧開始日</td> <td></td> </tr> </table>	地域包括支援センター	登録番号			登録年月日		事務移管日	審議会報告		移管前の課等	縦覧開始日	
地域包括支援センター	登録番号												
	登録年月日												
事務移管日	審議会報告												
移管前の課等	縦覧開始日												

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		地域包括支援センター運営事業	
所管課等		地域包括支援センター	登録番号
No.	文書等の名称	記録形態	
1	対象者台帳	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [サーバー]
2	介護保険情報	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [サーバー]
3	相談受付票	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [サーバー]
4	実態把握票	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [Excelデータ]
5	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る資料	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [サーバー及び帳票・文書]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等	
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]

# 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）  
 主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



必要に応じてセンターと情報共有

家庭訪問等により本人から情報収集

業務委託

オンライン結合による個人情報の提供

市

必要に応じて関係機関と連携

（厚生労働省HP「地域包括支援センターの概要」に加筆）

## 【介護保険法】

(指定介護予防支援の事業の基準)

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の二十一繰下・一部改正)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）

イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）

ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第一号生活支援事業」という。）

- ニ 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）
- 二 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）
- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
  - 一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
  - 二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
  - 三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
  - 四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）
  - 五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
  - 六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業
- 3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
  - 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
  - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
  - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

5 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

(平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の三十八繰下、平二三法七二・旧第百十五条の四十四繰下・一部改正、平二六法八三・一部改正)

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。

8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容

及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

1 1 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

1 2 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の三十九繰下、平二三法七二・旧第百十五条の四十五繰下・一部改正、平二五法四四・平二六法八三・平二九法五二・一部改正)

(実施の委託)

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して行わなければならない。

3 前条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による委託を受けた者について準用する。

4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項又は第四項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（第八項、第一百八十条第一項並びに第一百八十一条第二項及び第三項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

9 市町村は、第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

(平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の四十繰下・一部改正、平二三法七二・旧第百十五条の四十六繰下・一部改正、平二五法四四・平二六法八三・一部改正)

## 諮問第 2 号

### 個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

滝沢市長 主濱 了

#### 1 個人情報取扱事務の名称及び内容

##### (1) 名称

盛岡広域成年後見センター設置事業

##### (2) 内容

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支える成年後見制度について、制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する全ての過程において包括的に支援を行うことを目的として、盛岡広域 5 市町の共同で「盛岡広域成年後見センター」を設置し、次に掲げる事務を行うもの。

ア 広報・啓発業務

イ 相談業務

ウ 利用促進業務（申立支援・受任者調整・市民後見人に関すること）

エ 関係機関等連絡調整業務

オ 後見人等支援業務

カ 地域連携ネットワーク構築

#### 2 所管課等

健康福祉部 地域包括支援センター

#### 3 委託先

公募型プロポーザル方式による業者選定の実施により決定となった委託先

#### 4 委託の内容

##### (1) 委託する内容（範囲）

個人情報取扱事務の内容のうち、アからカまでの事務

##### (2) 委託に含まれる個人情報

ア 提供する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、

婚姻歴、職業・勤務先、役職・地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、介護保険情報、障害者手帳情報、家庭状況、居住状況及び趣味・嗜好

イ 委託先が収集する個人情報

氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、介護保険情報、障害者手帳情報、家庭状況、居住状況及び趣味・嗜好

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（各種相談業務の委託及び福祉、保健サービス業務委託）

5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成することとする。

6 委託の開始時期

令和2年4月1日（予定）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	盛岡広域成年後見センター設置事業		
	目的	認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支える成年後見制度の相談から利用までの一貫した支援を行うため、盛岡広域5市町で成年後見センターを共同設置し、広報・啓発や相談対応、申立支援等を行う。		
	根拠法令等	成年後見制度の利用の促進に関する法律		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	2年4月1日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	相談者及びその家族		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	成年後見制度利用にかかる支援等に必要となるため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> 役職・地位 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
個人情報の項目名	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input checked="" type="checkbox"/> [ 介護保険情報 ] <input checked="" type="checkbox"/> [ 障害者手帳情報 ]	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <b>本人以外から収集する場合の</b> 条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ 医療機関、介護保険事業所、社会福祉協議会 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： ] [省略の場合：審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 号 ] [本人への通知： ] [省略の場合：審議会承認 第 号 ]			
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	システム名称等		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [ 審議会承認 第 号 ]	<input type="checkbox"/> 無

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [ 利用先: _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [ 利用先: _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [ 利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [ 利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [ 提供先: _____ ] [ 項目名: _____ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [ 提供先: 委託先業者 _____ ] [ 項目名: 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、職業・勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格、団体加入、健康状況、病歴、障害、身体状況、家庭状況、居住状況、介護保険情報、趣味及び嗜好 _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [ 提供先: _____ ] [ 項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [ 提供先: _____ ] [ 項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	地域包括支援センター所長		
所管課等	地域包括支援センター	登録番号	_____
		登録年月日	_____
	事務移管日		審議会報告
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

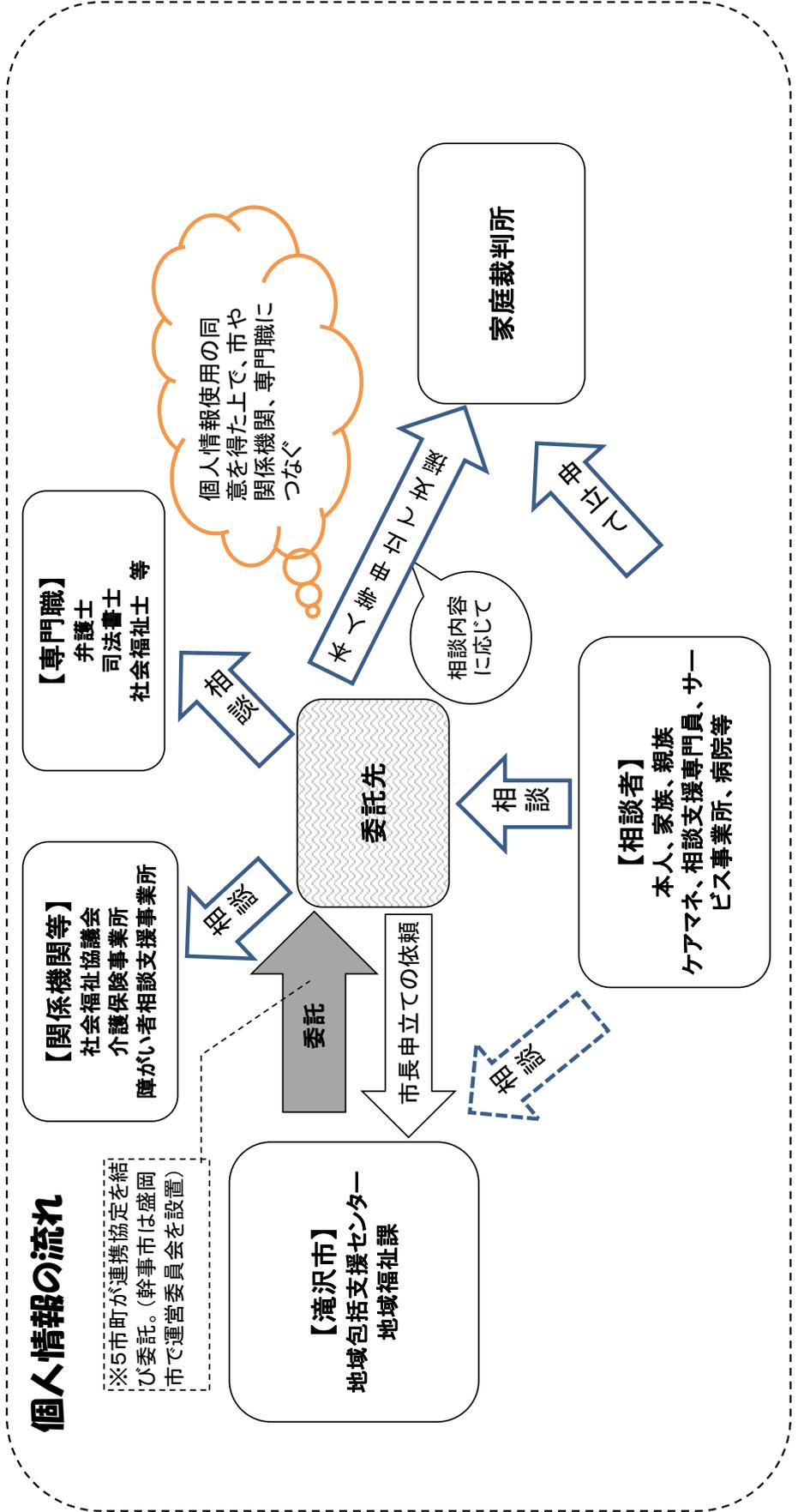
事務の名称		盛岡広域成年後見センター設置事業	
所管課等		地域包括支援センター	登録番号
No.	文書等の名称	記録形態	
1	相談受付票、総合相談情報	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> [ 地域包括支援システム ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]	

盛岡広域成年後見センター設置事業

【目的】制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する全ての過程において包括的に支援を行う目的として、盛岡広域5市町の共同中核機関を設置するもの。

事業項目	事業内容	市で実施	委託内容
ア 広報・啓発業務	住民の理解及び制度利用の促進のため、住民・関係機関等に対し広報・啓発を行う。講座等の開催に当たっては、市町と協議の上、各市町での開催を検討する。	「盛岡広域成年後見センター」の周知	(1)パンフレットの作成・配布や講座等の開催。 (2)行政機関、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所及び医療機関等関係機関(以下「関係機関等」という。)並びに弁護士、司法書士及び社会福祉士等専門職(以下「専門職」という。)などに対して、その対象に応じた内容による広報・啓発を実施。
イ 相談業務	制度利用等の相談に対し、アセスメントシート等の活用、必要に応じて専門職等の協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行い、必要に合せて申立支援や専門機関での支援に繋ぐ。相談者の状況等により、自宅や施設等に訪問し、適切な制度利用ができるように対応する。関係機関等のケース会議等に出席し、協力や助言を行うこと。	・総合相談・支援事業での成年後見や権利擁護等に関する相談対応	(1)電話及び窓口における制度利用等の相談対応と専門職や関係機関と連携をとり情報収集。自宅や施設への訪問対応。 (2)センター所在地以外の市町での出張相談会の開催。 (3)関係機関等のケース会議への出席。
ウ 利用促進業務	申立支援業務、必要に応じて裁判所の受理面接への同行及び調査官調査の立会に同行、また、身寄りのない人の各市町が実施する首長申立に係る情報提供、助言等、円滑な制度利用につなげる。また、専門職との連携により、成年後見人候補者の判断及び受任調整を行い、裁判所へ推薦する。さらに、市民後見人養成講座、フォローアップ講座等を行い後見人としての知識・技術の向上を図る。	・身寄りのない人の首長申立の実施 ・市民後見人候補者名簿の作成	(1)申立支援業務 親族・本人が申立人となる際の書類作成支援。受理面接の同行・調査官調査の立会。首長申立に係る各市町への情報提供 (2)受任者調整業務 専門職と連携し、定例会を適宜開催。後見人候補者の判断及び受任調整を行い、裁判所へ推薦。 (3)市民後見人に関する業務 養成講座、フォローアップ講座の開催。候補者名簿等への登録の推奨。経験を得るための法人後見実施団体との調整。市民後見人同士の情報交換会等活動支援。財産管理業務の支援。
エ 関係機関等連絡調整業務	関係機関等及び専門職との連携体制の構築に努め、他の制度との連携、市町における福祉の総合相談窓口との連携を図り、関係機関等との意見交換会等の実施により課題解決の把握を行う。	・総合相談・支援事業での成年後見や権利擁護等に関する相談対応	(1)他の制度との連携 日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行調整。 (2)他の総合相談窓口との連携 市町と連携し、制度利用対象者への早期介入・支援。 (3)関係機関等との意見交換会等の実施

事業項目	事業内容	市で実施	委託内容
オ 後見人等支援業務	受任後に関係機関等及び専門職との情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるよう後見人活動のチームの形成及びチーム会議の開催を支援する。 また、包括的に後見人等を支援し、更にチームとしての関係を築くことで適正な後見業務が行われるよう支援する。	・要請があった場合のケース検討への参加等	(1)後見人活動のチーム形成・チーム会議の開催支援。 (2)成年後見人等からの相談対応、状況により適宜市町や裁判所と連絡調整し、関係機関等や専門職などを招集しケース検討を行うなどの包括的な後見人支援。
カ 地域連携ネットワーク構築業務	司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し行政機関、関係機関等及び専門職と意見交換並びに協議を行うための協議会を運営し、地域連携ネットワークの構築を行う。また、制度利用促進の検討・協議を行い、地域の課題やニーズを把握し、体制整備に努める。	・地域連携ネットワーク構築に係る協議会開催運営と、体制整備	(1)協議会運営業務 (2)制度利用促進の課題やニーズ把握、検討・協議による体制整備



## ○成年後見制度の利用の促進に関する法律抜粋

## (基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(略)

(市町村の講ずる措置)

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

事業	-	盛岡広域成年後見センター設置運営事業		実施/検討	新規/拡充/既存		新規
担当課	長寿社会課	担当係	地域ケア係	担当者	山口 翔	電話	2555
戦略				分野(戦略3のみ)			
施策				事業期間	令和 2 年度 ~ 令和 年度		

事業実施関係市町名	5市町(盛岡市, 滝沢市, 雫石町, 紫波町, 矢巾町)
-----------	------------------------------

事業概要	<p>成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支える重要な仕組みであるが、制度利用は十分でない状況にあることから、成年後見に関する相談から利用までの一貫した支援を行うため、盛岡広域5市町で成年後見センターを共同設置し、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、相談対応、申立支援、市民後見人養成、成年後見人等活動支援、受任者調整、関係機関等との連携調整</li> </ul>
------	--

見込まれる成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者等の財産管理、身上監護を成年後見人等が適切に行うことになり、権利擁護が図られる。</li> <li>・成年後見人等の担い手不足が解消し、必要とする人が成年後見制度を利用できるようになる。</li> </ul>
---------	--

## ◆ 事業内容等

	実施する事務事業の内容	特定財源の名称と積算内訳	他の特別交付税算定調査項目名
R2年度	<p>成年後見に関する相談から利用までの一貫した支援を行うため、盛岡広域5市町で成年後見センターを共同設置し、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、相談対応、申立支援、市民後見人養成、成年後見人等活動支援、受任者調整、関係機関等との連携調整</li> </ul>	<p>岩手県権利擁護等推進事業費補助金(補助率 75%)  対象経費:市民後見人養成のための研修等に係る経費  対象経費:753千円  補助金額:564千円</p>	

## ◆ 役割分担

盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹事市として受託者との委託契約を締結する。</li> <li>・運営委員会を開催し、センターの適正な運営を図る。</li> <li>・センターの周知啓発を図る。</li> <li>・事業実施に要する費用を負担する。</li> </ul>
各市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会に出席し、センターの適正な運営を図る。</li> <li>・センターの周知啓発を図る。</li> <li>・事業実施に要する費用を負担する。</li> </ul>

## ◆ 費用分担(事業計画)

(単位 千円)

	市町名	事業費	財源内訳				他の特別交付税算定見込額	
			国費	県費	地方債	その他		一般財源
R2年度	盛岡市	15,464		386			15,078	
	八幡平市	0						
	滝沢市	3,055		66			2,989	
	雫石町	1,624		30			1,594	
	葛巻町	0						
	岩手町	0						
	紫波町	2,389		49			2,340	
	矢巾町	1,768		33			1,735	
	小計	24,300	0	564	0	0	23,736	0
平成28年度～令和2年度 計		24,300	0	564	0	0	23,736	0

## ◆ 成果指標(KPI)

指標	現状値(平成31年3月現在)	目標値(平成32年度)	出所・出典(把握方法)
相談件数(延べ)	588	1,068	成年後見センターで相談件数をカウントし、実績として報告を受ける。
市民後見人養成講座修了者数	148	169	成年後見センターで養成講座を実施し、センターから修了者数の報告を受ける。

諮問第 3 号

個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について

次のとおり個人情報取扱事務を委託すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

相の沢牧野管理事業

(2) 内容

相の沢牧野では、各畜産農家の排せつ物処理や飼養管理に係る労力の軽減を目的として、通年での家畜預託の受入れを行っており、夏季にあつては乳用牛、肉用牛及び馬の放牧を、冬季にあつては乳用牛の牛舎預託を受け入れている。

2 所管課等

経済産業部農林課

3 個人情報取扱事務の委託について

(1) 委託先

岩手花平農業協同組合

(2) 委託の内容

ア 委託する内容（範囲）

相の沢牧野管理事業に関する業務のうち、次に掲げるもの。

(ア) 放牧家畜及び施設入所家畜の頭数確認

(イ) 定期検査の補助

(ウ) 放牧草地の管理

(エ) 事務所・牛舎施設の保全

イ 委託先に提供する個人情報

預託を受け入れている家畜（以下「預託牛」という。）の所有者の氏名、住所及び電話番号

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号別表第 8 の該当

有り（公の施設の管理運営委託）

(3) 委託の条件

次回の契約時から、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る契約書を作成することとする。

(4) 委託の開始時期

平成23年4月1日から開始済み。

4 個人情報取扱事務の委託及びオンライン結合による個人情報の提供について

(1) 個人情報取扱事務の委託について

ア 委託先

明治飼糧株式会社

イ 委託の内容

(ア) 委託する内容

牛群情報（預託牛に関する情報をいう。）及び当該情報に含まれる当該預託牛の所有者の情報を管理するための牛群管理システム（以下「システム」という。

）の構築及び保守管理業務

(イ) 委託先に提供する個人情報

預託牛の所有者の氏名、住所及び電話番号

(ウ) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号別表第8の該当

有り（電子計算機操作業務委託）

ウ 委託の条件

次回の契約時から、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る契約書を作成することとする。

エ 委託の開始時期

令和2年4月1日から開始予定

(2) オンライン結合による個人情報の提供について

ア オンライン結合により提供する個人情報

前記4(1)イ(イ)と同じ。

イ 提供先

前記3(1)と同じ。

ウ 提供先での利用目的

看視業務中に発生した預託牛の異常等により、当該預託牛の所有者に対する緊急連絡を要する場合における緊急連絡先として利用するもの。

エ オンライン結合による提供の方法

パソコン、スマートフォン等の情報端末からインターネット上に公開されているシステムにアクセスし、市及び看視業者それぞれが預託牛の飼養管理情報を入力し、市及び看視業者それぞれが当該情報を閲覧する方法

(5) オンライン結合により提供する理由

ア 公益上の必要性

(ア) 現在の牛群情報の管理方法は、市及び前記3(1)により委託を受けた業者（

以下「看視業者」という。)がそれぞれで管理している複数のエクセルファイルによりそれぞれ種付情報等の管理を行い、随時相互に送付することで情報共有を行っている。しかしながら、複数ファイルによる管理及びそれぞれが個別に情報を管理していることにより入力内容に相違が出る場合があることから、システムによりそれぞれが同一のデータベースを共有することができるため、事務処理の効率化及び情報共有の精度の向上が図られる。

(イ) システムはインターネット上に公開されたASPサービス(インターネット等を通じて遠隔からソフトウェアを利用させるサービスをいう。)であることから、スマートフォン等の情報端末からアクセスすることができるため、看視業者が行う現場作業の効率化が図られる。

イ 個人の権利利益を侵害するおそれの有無(セキュリティの状況)

当該システムを使用するためには、ユーザーIDとパスワードの入力が必要となる。各ユーザーIDとパスワードは、市農林課と看視業者の間のみが付与することで、機密性を保つこととする。

(6) オンライン結合による提供の開始時期  
前記4(1)エと同じ。

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	相の沢牧野管理事務		
	目的	放牧事業の推進のため		
	根拠法令等	滝沢市牧野管理条例		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成	2 年 4 月 1 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市内の畜産農家及び牧野看視人			
個人情報を取り扱う目的	預託牛の管理及び当該預託に係る料金の徴収を行うため。			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの)	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input checked="" type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input checked="" type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> [ ]		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ]		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ]		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ]		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ]		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外			
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ 同意書(岩手花平農業協同組合) ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知: ]	〔省略の場合: 審議会承認 第 号 〕		
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ]	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 2 号 平成10年3月23日 ]	〔本人への通知: 〕 〔省略の場合: 審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日 〕		
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	牛群管理システム「まきばの彼女」	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [ 審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 無	

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: 盛岡農業改良普及センター、岩手花平農業協同組合、明治飼糧株式会社] [項目名: 相の沢牧野預託牛の所有者の氏名、住所及び電話番号] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____ 年 <input checked="" type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	農林課長		
所管課等	農林課	登録番号	184
		登録年月日	平成10年9月1日
	事務移管日	審議会報告	平成10年9月11日
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		相の沢牧野管理事務		
所管課等		農林課		登録番号 184
No.	文書等の名称	記録形態		
1	牛群管理システム「まきばの彼女」	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [ データ ]	
2		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
3		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
4		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
5		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
6		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	

滝沢市農林課

- ・ 入退牧牛の選定
- ・ 妊娠鑑定対象牛の選定

② システム委託

③ 情報入力  
及び閲覧

① 看視業務の委託

明治飼糧株式会社  
牛群管理システム「まきばの彼女」

③ 情報入力  
及び閲覧

システムを通じて情報共有  
(オンライン結合による個人情報提供)

花平農協（看視業者）

相の沢牧野の看視業務

- ・ 人工授精実施牛の報告
- ・ 家畜共済治療の実施に関する報告
- ・ 牛群異動報告



みなさまの声を受けて

新たなステージへ

ここから始まる新たなヒストリー

# 女高き皮

牛群管理システム

パソコン・タブレット・スマートフォン対応 牛群管理システム



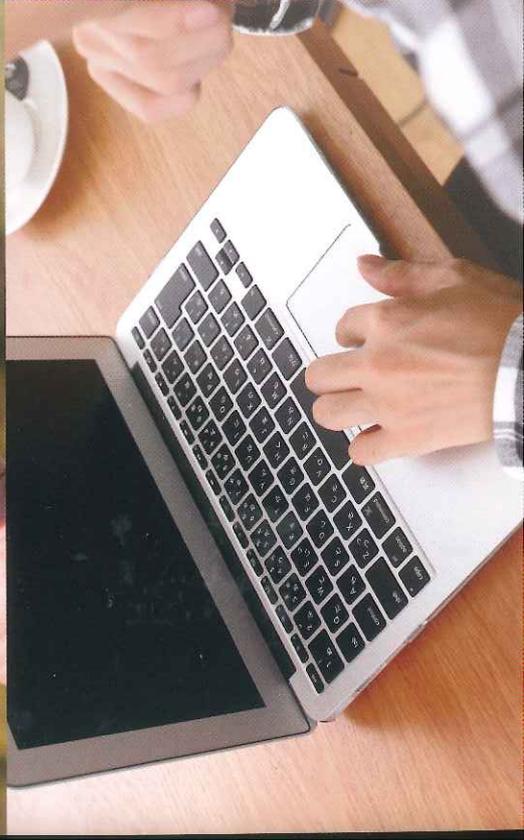
## いつでも、"まきばの彼女"

リアルタイムな状況が  
どこにいても把握できます。



## どこでも、簡単スマート入力

スマートフォン、タブレットにも対応  
どこでも、簡単に入力が可能です。



## 導入も、手続きもスマートに

クレジット決済対応なので  
申し込みから更新まで  
全てウェブ上で行えます。



"まきばの彼女"は10周年を迎えました

# まきばの彼女

ごあいさつ

2016年に"まきばの彼女"は10周年を迎えました。この10年間、お使いいただいている皆様から頂いたご意見を元に改良を続けて参りました。

「作業が楽になったよ」「見逃しが減ったよ」「従業員と情報共有しやすいね」「家族の会話が増えたんだ」などの喜びの声を頂き、大変嬉しく感じております。

一方、この10年間に酪農家戸数は約1万戸減少しています。和牛繁殖農家も同様に減少しており、人手不足・高齢化が大きき要因となっています。このような環境の中、機械化・システム化が進み便利になった一方で、人の介在が希薄になり情報共有がされないことで、データも活かされずにただの数字になってきていると感じております。

"まきばの彼女"は、繁殖管理だけでなく「牛群全体を、誰にでもわかりやすく」を大切にしたい仕組み、つまり「人と人が関わりやすい仕組み」だと考えております。

今まで頂いた皆様のご要望を活かし、さらに人と人がつながり、広がる場を提案するために、"まきばの彼女"は大きく生まれ変わります。ぜひ新しくなった"まきばの彼女"をご体験いただき、この先も共に歩むパートナーとして"まきばの彼女"をお使いいただければ幸いです。

明治飼糧株式会社



牛群全体を俯瞰で捉えることができるボード画面

ドラッグ&ドロップの

使いやすさはそのままに進化

頭数が増えるほど難しくなる飼養管理。どの牛が、どの群にどんな状態にいるのか？ 群の頭数は？ ひと目でわかる管理ボード画面がよりわかりやすく進化しました。タブレットでも同じ画面で管理でき、より手軽に牧場全体が把握できるようになりました。

プルダウンメニューで  
簡単アクセス

基本設定から入力、カレンダー、帳票、報告書作成まで  
わかりやすく一括で管理できます。

警告表示

今注意すべき牛に色がつきます。  
色がつく条件は牧場に合わせて設定でき、色が減って  
いくほど理想の牧場に近づいていきます。  
初期登録されている警告のほか、  
**個体ごとに牧場オリジナルの警告をつける**  
ことができます。

<<メニュー フリー牧場1

分産後日数 120日~ (500~) 6

対象外 0~59日 (0~364) 11

未加入牛群(3)

18 1 群	0456 0457	0455	0028 0453	授精
18 2 群	0031	0030 0459	0612 0042 0641	
12 3 群	0033	0034 6643 6907	6642	
7 4 群		6640		
9 5 群	0032 0035 0458 0460 6821			
5 乾 1	0023 4227 11115 11AB59797 6907			
0 乾 2				

分産

牛コード・農家牛コード

2種類のコード表示を切り替えることができ、  
コードは**アルファベット込み5桁**まで対応可能。  
オリジナル耳標、導入牛の管理に。  
(例)ABC23, F4567

経産牛の色がつか

牛コード	検索 リセット コード切替 複数移動 印刷 ログアウト														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
妊娠予定	妊娠(+)/牛/分娩予定月														
16	17	0	0	1	1	0	0	0	0	4	4	1			
0038	0336	0337	0338	4680	0014	3374	0562	0424	0854	3375	1225	0027	0011	1060	3372
0016	0019	0020	0041	0011	0452	0022	0021	0037	0454	6649	0339	0036	6907	0981	1015
13	0040	8700	8778	1224	0017	5015	0066	0018	0029	0039	23018	0024	6907	3	
0	0029	0039	0066	0018	0029	0039	0066	0018	0029	0039	0066	0018	0029	0039	4

妊娠+

乾乳

**文字の色・文字の太さ**  
 未経産：茶色，経産：黒色，♂：青色  
 コードが入っている：太字  
 コードが入っていない：細字  
**0035 0458 0460 6821**

**群の数**

通常牛群は制限なく増やすことができ、品種、性別、産次にかかわらず、様々な牛を同じ群に入れることができます。乾乳、増飼群は6群まで設定可能です。

**つなぎ牛舎+乾乳・分娩房・育成牛群**

つなぎ牛舎で乾乳牛や育成牛は別牛舎という牧場に合った管理ができるよう、つなぎ牛舎に加えて乾乳・分娩房・育成牛群を表示するようにしました。

**つなぎ牛舎画面イメージ**

牛コード	種別	性別	産次	飼育	管理	群	種別	性別	産次	飼育	管理	群
1000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
1900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
2900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
3900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
4900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
5900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
6900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
7900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8100	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8200	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8300	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8400	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8500	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8600	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8700	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8800	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
8900	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0
9000	DR	♀	1	0	0	0	DR	♀	1	0	0	0

その牛に合わせて繁殖を設定し  
記録できる、個体データ

1頭1頭の詳細な設定・記録が  
できるようになりました。

双子を妊娠した、F1なので期間が  
変わるなどの、**妊娠期間の調整**を  
個体画面から行うことができます。  
くせのある個体は、**発情周期の調整**  
も可能になりました。

所産群	2群	牛群番号	状態	存在
個体識別番号	※無効な個体識別番号です。		2012/04/12	<input type="checkbox"/>
牛コード	0012	飼育コード	0012	
名号	7月 2017.8.23M			

詳細

情報の入力 繁殖・授精情報 ホルモン処置 疾病/作業 販売/検肉成績 分娩/加産記録 系統/血統表示 国籍

証明書 出生報告 異動報告 人工授精証明書 体内受精証明書 体中受精証明書

3番子データ 分娩日: 2017/12/11 前回の分娩日: 一日

初期設定の妊娠期間: 280 現在の妊娠期間: 280 妊娠期間調整: - 1 + 日

分娩日	2016/10/12	合計授精回数	3	工口+日
子牛性別	♂♀	初回授精日	2017/03/06	妊娠開始日
分娩後日数	分娩	最終授精日	2017/03/06	乾乳日

子牛情報

繁殖・授精情報 所産/作業記録 ホルモン処置記録

1-1 子 / 1 件

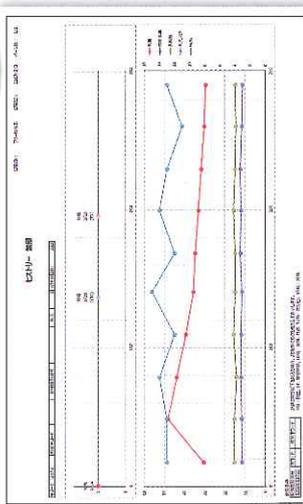
母畜/産次	母畜	母畜/産次	母畜/産次
3	2017/03/06	HK266	

←前の産次へ 今の産次へ→

分娩情報記録 産次の開示

1頭ごとに発情の履歴や作業の履歴を  
詳細に管理できる画面に。個体の画面  
からの情報入力も簡単になりました。

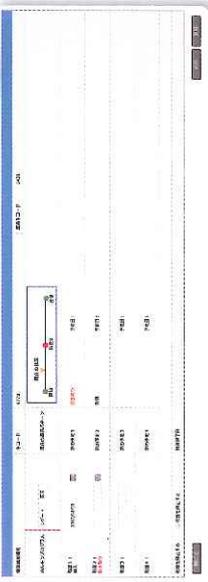
オプション



※デザインは変更になる可能性があります

記録されたデータを元に、今産次の発情・授精を時系列でプロット。同じ時系列で、乳量の記録も見る事ができます。

オプション



牧場ごと、獣医師ごとに異なるホルモンプログラムを自由に設定できるように。設定したプログラムに応じて警告が出ます。

※オプションはオプション有リプランで使える機能です。詳しくは、13P14Pをご参照ください。

## 個体ごとの設定と記録が "まきばの彼女"の真骨頂

今回新しく生まれ変わった"まきばの彼女"の特徴のひとつは、繁殖パラメーターを個々の牛に合わせて設定できることです。

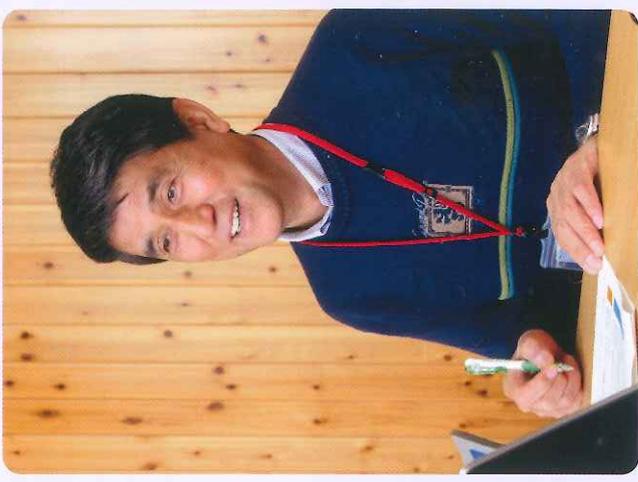
例えば、発情周期の長さは平均21日を中心に通常±3日の範囲で個体差があります。経営ロスの原因の一つである繁殖遅延を避けるためには、人工授精後の発情回帰を見逃さず再度人工授精することが必要ですが、その発情回帰のタイミングは母体の妊娠認識が起こった場合にも、予定通りに回帰しないことがあります。そのような場合でも、日常の発情監視を怠らず入力すれば、個々の牛に応じた次回発情のタイミングを教えてください。

新しく生まれ変わった"まきばの彼女"を使うことで、より能力を発揮する機会が広がっていくことになり、「科学する畜産」や「スマートファームング」を実現する出発点のひとつになると思います。そのバックには、経験豊富なスタッフが揃っていることも"まきばの彼女"の魅力のひとつだと思います。

是非、皆様にお試しいただきたい。

略歴

農林省畜産試験場、農林水産省家畜改良センターを経て、鹿児島大学教授。JICAの活動として、パラグアイ共和国、オーストラリアへ派遣された経歴有り。現在は、(株)AnimoScience代表取締役、鯉淵学園農業栄養専門学校教授。(弊社技術顧問兼務)



株式会社AnimoScience  
代表取締役 小島 敏之

## スマートフォンでより身近に 気づいたときにすぐに入力

スマートフォン専用画面で  
データの入力・閲覧がどこでも可能に。  
入力したデータはパソコン版と  
連動して更新、よりスムーズな  
情報共有が可能になりました。

**スマートフォンだけの利用プランもあります。**

※スマートフォンからは、一部利用できない機能があります  
例：群分け・疾病入力



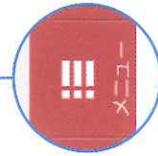
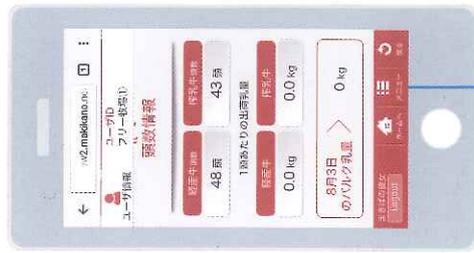
### ① 簡単ログイン

IDとパスワードを入力して  
簡単ログイン。  
IDはパソコン、タブレット、  
スマートフォン共通です。



### ② トップ画面

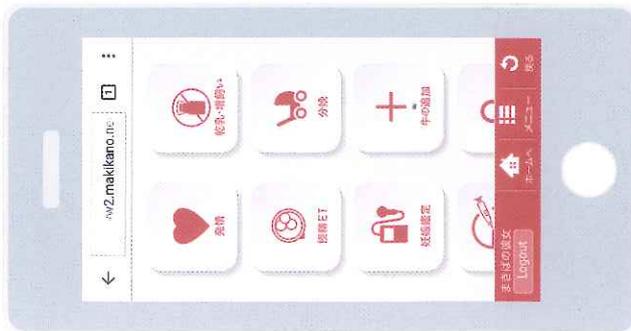
トップ画面では、現在の  
牛群の頭数やパソコン版で  
入力したバルク乳量を確認  
できます。



メニュー画面へ

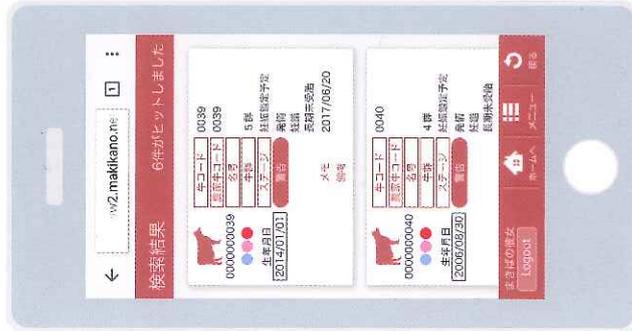
## 操作例：発情登録

④発情登録  
メニュー画面の  
「発情」をタップします。



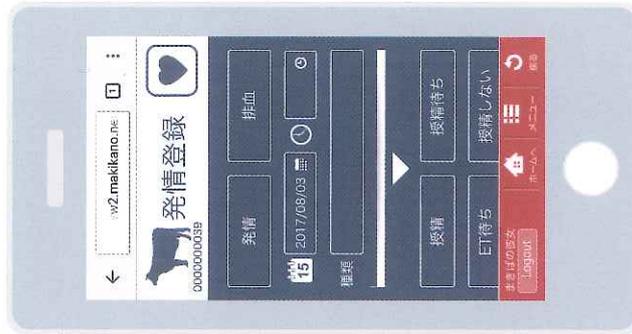
### ③メニュー画面

目的に合わせたボタンから  
簡単に入力画面に移動で  
きます。



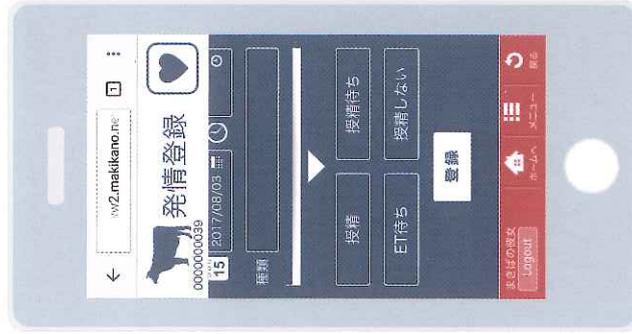
### ⑤発情情報

発情予定の牛が画面に並び  
ます。牛の画像をタップする  
と、その牛の情報入力画面に  
移動します。



### ⑥発情登録-1

発情・排卵の情報を入力  
して登録します。



### ⑥発情登録-2

画面を下にスクロールして  
授精を選んだ場合は、授精  
の登録画面に移動します。

その他の機能

ご紹介した発情登録をはじめ、乾乳・増飼い、授精ET、分娩、妊娠鑑定、ホルモン処理、牛の追加・修正など様々な機能があります

## 疾病・作業の入力を簡単に

疾病作業を「乳房炎」「病傷事故」「治療/投薬」「病状/メモ」「作業」「繁殖検診」にカテゴリ分けを行い、入力しやすくなりました。

「乳房炎」「疾病事故」「治療/投薬」「病状/メモ」「作業」「繁殖検診」のカテゴリから入力していきます。

入力しやすさを追求し、**疾病・薬品を名称で検索することが可能**です。  
**履歴検索された状態で表示**するので、よく使うものが選びやすくなりました。



麻布大学獣医学部  
産業動物内科学研究室  
講師 佐藤 礼一郎

乳牛では周産期疾病や乳房炎、繁殖障害で、肉牛では下痢や肺炎でお困りの農場が多いのではないかと思います。病気がかかると生産性の低下や治療に要する経費だけでなく、時間や労力など目に見えない損失も決して少なくありません。

繁殖管理だけでなく、農場内の病気の種類や発生状況について分析・記録することは、予防対策を考える上で非常に大切です。牛群管理ソフトをうまく利用して、農場の状況を視覚的に捉え、また、情報を農場内で共有することで生産性の向上につなげましょう。

ワクチンや割蹄など、一度に複数の牛に入力することができます。

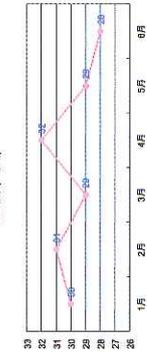
個体の管理をよりしかりと行うため、**疾病**だけではなく**症状の登録も可能**になりました。よくある**症状の中から簡単に登録**ができ、**自由に増やす**ことができます。

# リアルタイムな変化で 日常に達成感を

どんな仕事もやりがいなくして継続はありません。  
"まぎばの彼女"は、見せ方を工夫することで  
達成感を感じやすいものになっています。  
今日よりも、明日。牧場をより良くしていこう！  
と言う思いを応援します。



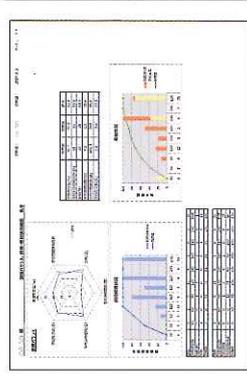
JMR  
(日々の仕事が反映する数値)



※デザインは変更になる  
可能性があります

## JMR NEW

人がどれだけ積極的に繁殖に取り組み、授精や、受胎につながっているかなど、日々の管理がすぐに反映される数値。数値が低くなるほど良好なことを表します。



## 現状分析

繁殖全体のバランスを把握。リーダーチャートグラフが外に広がるほど、今の繁殖のバランスが良好なことを表します。



## 牛群管理ボード

気をつける牛(警告)が多いほどカラフルな画面。ボード画面が白に近づくほど、今の繁殖管理が目標に近づいている証拠です。

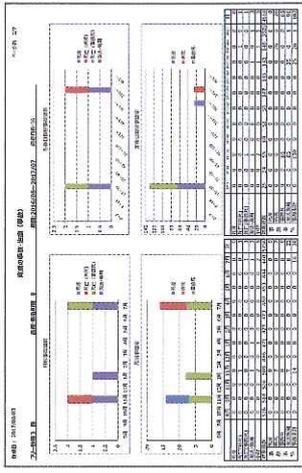
# 最後は一步踏み出す人の 勇気だと思ふ

"まさばの彼女"は  
牧場の経営状況を判断するための  
たくさんツールをご用意しています。  
データと向き合う経営者の姿勢をサポートします。

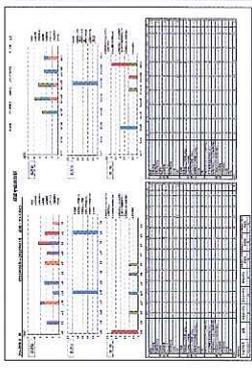


## 蓄積された情報から 経営状況を詳細に分析する

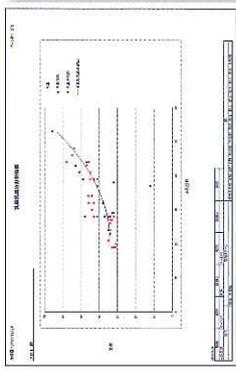
日々の入力で蓄積される情報は、牧場の経営に欠かせないものです。いかに活用していくかはまさに人次第。その手助けとなる様々な角度からの分析ツールをご用意しています



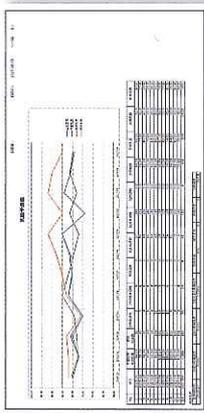
経産牛疾病分析



乳量乳成分分析



乳量予測



### NEW 分析例：オプション

- 乳量乳成分分析
- 乳量予測
- 経産牛疾病分析
- 育成牛事故率分析
- 経産牛除籍分析
- 群・産次分析(牛群分析)
- 動態表
- 育成牛販売集計
- 育成牛治療分析
- ヒストリー(繁殖・子牛・カルテ)

繁殖：今の産次の繁殖と乳量グラフ  
子牛：母牛から見た子牛の生産履歴  
カルテ：その牛の出生から、今までの繁殖・治療等の記録

※オプションはオプション有りプランで使える機能です。詳しくは、13P14Pをご参照ください。



明治飼糧株式会社  
農学博士 島山 尚史

「お前さん達のような『もやしっ子』は酪農家になれないよ。酪農家は何でもやれるスーパーマンなんだ」。大学入学後の授業で、看板教授Y先生は新入生に発した言葉。まさに牧場経営者は何でもできる(やらねばならない)超人です。一方、飼養や経営技術が高度化しています。些細なロスが多大な経済損失につながります。新『まきばの彼女』は牧場の多くのファクターを数値で総合的に管理でき、経営に潜む盲点やロスを迅速に発見できます。是非とも使用していただくことをお勧めします。

# プランごとの機能比較・旧"まきばの彼女"との比較

※任意の開始月から1年間で作成できます

まきばの彼女 機能	牛の登録・削除・個体情報 発情・授精・妊鑑・乾乳・分娩	牛群管理ボード・疾病・作業	群追加・一覧表・証明書類	繁殖成績表(JMR・現状分析等)	乳量・乳成分取り込み	群移動履歴	ホルモンプログラム追加	乳量乳成分分析	乳量予測	疾病・治療分析	除籍・事故分析	動態表	要注意牛子エック(5種)	ヒストリー(繁殖・子牛・カルテ)	群・産次分析(牛群分析)
ご利用プラン															
旧まきばの彼女.net															
オプション無しプラン															
オプション有りプラン															
スマートフォンプラン															

※Excelが必須の機能は、タブレットではご利用いただけません。(例：ヒストリー 繁殖、複数牛の一括登録)

# 利用料金、ID、支払い方法について

ご利用プラン	料金(円/月) 税別	クレジットカード決済		キャリア決済 (docomo, auのみ)		プラン毎に使える機能			ID数
		月払い	年払い	月払い	年払い	基本機能	分析機能	スマート機能	
オプション無しプラン	7,700	○	○5%割引	—	—	○	—	○	2
オプション有りプラン	9,900	○	○5%割引	—	—	○	○	○	2
スマートフォンプラン	1,980	○	—	○	—	—	—	○	1

## ※ IDとは

- 従来の"まきばの彼女"は、1つのパソコンにつき1IDでの料金設定でした。新しい"まきばの彼女"は、1つのIDでパソコン・スマートフォン・タブレットなど利用端末を制限することなく自由にお使いいただけます。
- ただし、同じIDで別の端末から同時にログインすることはできません。後からログインした方が優先され、先にログインした方は自動的にログアウトされます。複数の方が使用される場合は、1人につき1IDで利用されることをおすすめいたします。追加IDが必要な場合は、1IDにつき300円/月(税別)でIDの追加が可能です。

## 導入後、3ヶ月後の月末までは全ての機能がご利用いただけます。

"まきばの彼女"では、牧場の日々の管理や経営に役立つ様々な機能をご用意しております。その魅力をまずはご体験いただきたいと、体験期間中はオプションやID、分場の追加まで自由にご利用いただくことができます。いろいろとお試しいただいた上で、牧場に合ったプランや牧場数・ID数をぜひご検討ください。

### 使用環境

- まきばの彼女"をパソコンで使用する場合は、インターネットの接続環境が必要となります。
- 対応ブラウザ：Google Chrome, Internet Explorer
- 一部の機能ではExcelが必要になる場合があります。

IDを追加する場合の金額例 / ID追加 300円/月(税別)	
A牧場	オプション無しプラン 2 ID 7,700円/月(税別)
B牧場	オプション有りプラン 3 ID 9,900円+300円=10,200円/月(税別) ※2 ID 無料+1 ID 有料
C牧場 (分場有り)	オプション有りプラン 2牧場 5 ID 9,900円×2+300円=20,100円/月(税別) ※牧場毎に料金発生、IDは牧場数×2 ID=4 ID 無料+1 ID 有料

※利用するために必要な通信機器等の設備、インターネット接続に関する通信費用等は、各プランの中に含まれません。

明治飼糧株式会社 営業部 まきばの彼女グループ Eメール:sc@meijifeed.co.jp TEL:フリーダイヤル 0120-49-9141  
携帯電話からは TEL:03-5653-1533 (対応部署直通)

## 諮問第 4 号

### 個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

滝沢市長 主濱 了

#### 1 個人情報取扱事務の名称及び内容

##### (1) 名称

滝沢市森林経営管理事務

##### (2) 内容

森林の多面的機能の発揮に資するため、平成 31 年 4 月 1 日から森林経営管理法（平成 30 年法律 35 号。以下「法」という。）が施行されたことにより、森林経営管理制度が創設された。

この制度は、市が経営又は管理が行われていない森林の所有者に対し、経営管理意向調査（法第 5 条に規定する経営管理意向調査をいう。）を行い、当該所有者から経営又は管理の委託の申出等があった森林について、森林管理集積計画を定めた上で当該所有者から委託を受け、市は、当該委託を受けた森林について、林業経営に適した森林にあっては林業経営者に再委託を行い、当該再委託を行わない森林等にあっては市が自ら経営管理事業を行うもの。

#### 2 所管課等

経済産業部農林課

#### 3 委託先

(1) 林地情報集約業務 入札により選定する委託先（令和元年度については、国際航業株式会社盛岡支店に委託している。）

(2) 意向調査業務 入札により選定する委託先

(3) 森林の経営及び管理業務 林業経営者（入札により選定）

#### 4 委託の内容

##### (1) 委託する内容（範囲）

ア 林地情報集約業務

市からこの業務の委託先に個人情報が含まれる林地台帳データとその他の林地情報に関するデータを提供する。

情報の提供を受けた委託先は、提供された各情報を統合し、林地情報の集約データ（以下「集約データ」という。）を納品する。

市は、納品された集約データをもとに森林経営管理が必要な林地をリストアップし、優先順位の高い地域を選定する。

#### イ 意向調査業務

市は、前記アの委託により納品された集約データをこの業務の委託先に提供し、委託先は、市が決定した優先順位の高い地域から順次、森林の所有者に対し経営管理意向調査を実施し、その調査結果のデータを市に納品する。

#### ウ 森林の経営及び管理業務

市は、イの調査結果により森林所有者から経営又は管理の委託の申出等があった森林のうち、林業経営に適した森林について、林業経営者に再委託する。

### (2) 委託に含まれる個人情報

森林所有者の住所、氏名及び所有不動産

なお、前記4（1）ア、イ及びウのいずれの業務委託においても、委託に含まれる個人情報は同一である。

### (3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

ア 林地情報集約業務 有り（電子計算機操作業務委託）

イ 意向調査業務 有り（調査分析委託）

ウ 森林の経営及び管理業務 有り（公の施設等の管理運営委託）

## 5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成することとする。ただし、前記4（1）アの業務委託に関しては、次回契約時から同規定に従い、委託に係る仕様書を作成することとする。

## 6 委託の開始時期

(1) 林地情報集約業務 令和元年10月24日から開始済み。

(2) 意向調査業務 令和2年10月開始予定。

(3) 森林の経営及び管理業務 令和5年8月開始予定。

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	森林経営管理法に基づく森林経営管理事務		
	目的	同法の定める森林経営管理事務の実施に伴い、業務委託先へ個人情報の提供が必要となるもの。		
	根拠法令等	森林経営管理法（平成30年法律第35号）		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 令和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	31	年 4 月 1 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	市内の登記地目および現況地目が山林である土地所有者			
個人情報を取り扱う目的	森林経営管理意向調査の対象地域選定および調査実施のため。			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input checked="" type="checkbox"/> [ 所有不動産 ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕		
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 無 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号 ] ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ 林地台帳、登記情報 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 号 ] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号 ] ]			
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	システム名称等 オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [ 審議会承認 第 号 ] <input checked="" type="checkbox"/> 無	

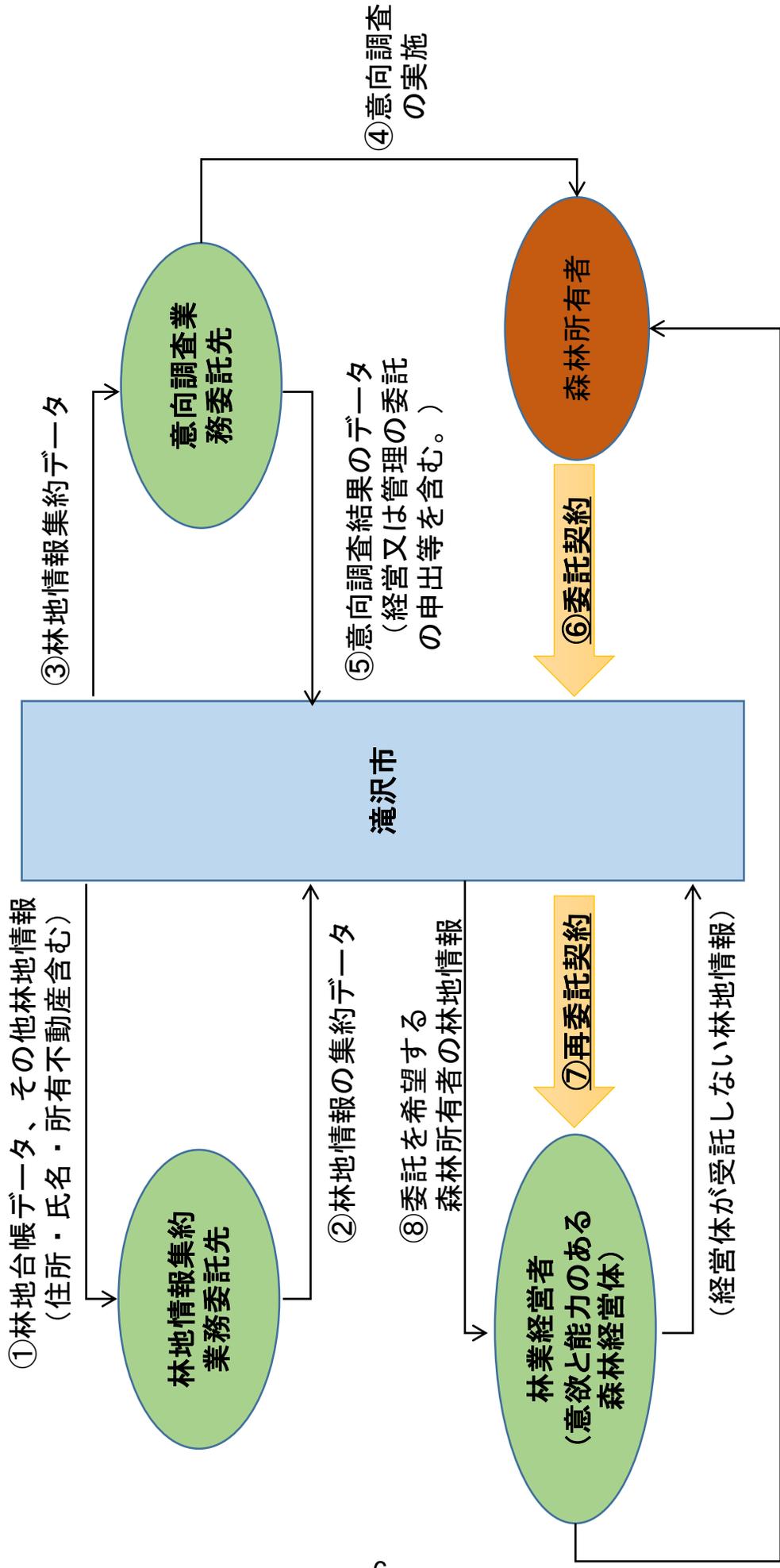
(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の 条例該当条項、利用する所管課等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [ 利用先: _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [ 利用先: _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [ 利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [ 利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [ 提供先: _____ ] [ 項目名: _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [ 提供先: _____ ] [ 項目名: _____ ] <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [ 提供先: _____ ] [ 項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [ 提供先: ・林地情報集約業務の委託先 ・意向調査業務の委託先 ・森林の経営及び管理業務の委託先 ※いずれも入札による選定 ] [ 項目名: 森林所有者の住所、氏名及び所有不動産 ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____ 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	農林課長		
所管課等	農林課	登録番号	
		登録年月日	
	事務移管日		審議会報告
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		森林経営管理法に基づく森林経営管理事務	
所管課等		農林課	登録番号
No.	文書等の名称	記録形態	
1	林地情報の集約データ	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ データ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ データ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ データ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ データ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ データ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ データ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	

# ➤ 森林経営管理事業に係る事務フロー



⑨森林所有者の所有する森林の経営又は管理を行う。

# 森林経営管理制度に係る事務の手引の概要

平成30年12月

林野庁計画課

# ○森林経営管理制度に係る事務の手引について

## 事務の手引の構成

構成	記載内容
(その1)	
1 森林経営管理法の趣旨及び概要	森林経営管理法の趣旨、概要、用語の定義等について説明
2 経営管理権集積計画の作成等について	作成事務の流れ、意向調査、計画の記載事項等について説明
3 市町村森林経営事業について	対象となる森林、民間事業者の能力の活用、事業内容について説明
4 民間事業者への経営管理実施権の配分	事務の流れ、民間事業者の公募・公表・選定、計画の記載事項について説明
5 国への報告	本制度の実施状況についての国への報告事項について説明
6 経営管理によって発生する金銭の会計処理について	会計処理や税制上の取り扱いに関する留意点等について説明
(その2)	
7 経営管理権集積計画の作成手続の特例について	所有者不明森林等における特例措置の事務の流れ等について説明
8 災害等防止措置命令等について	災害等防止措置命令の内容や代執行について説明
9 市町村の実施体制の確保について	林業技術者等の確保や他の地方自治体との協力について説明
10 都道府県による事務の代替執行について	代替執行に係る手続き等について説明
11 林業経営者への支援措置について	林業経営者への支援措置について説明
資料 別記様式集	森林経営管理法を運用する際に使用する様式を掲載

# 1 森林経営管理法の趣旨及び概要①

「手引その1」の1-1-1～

## 趣旨・概要

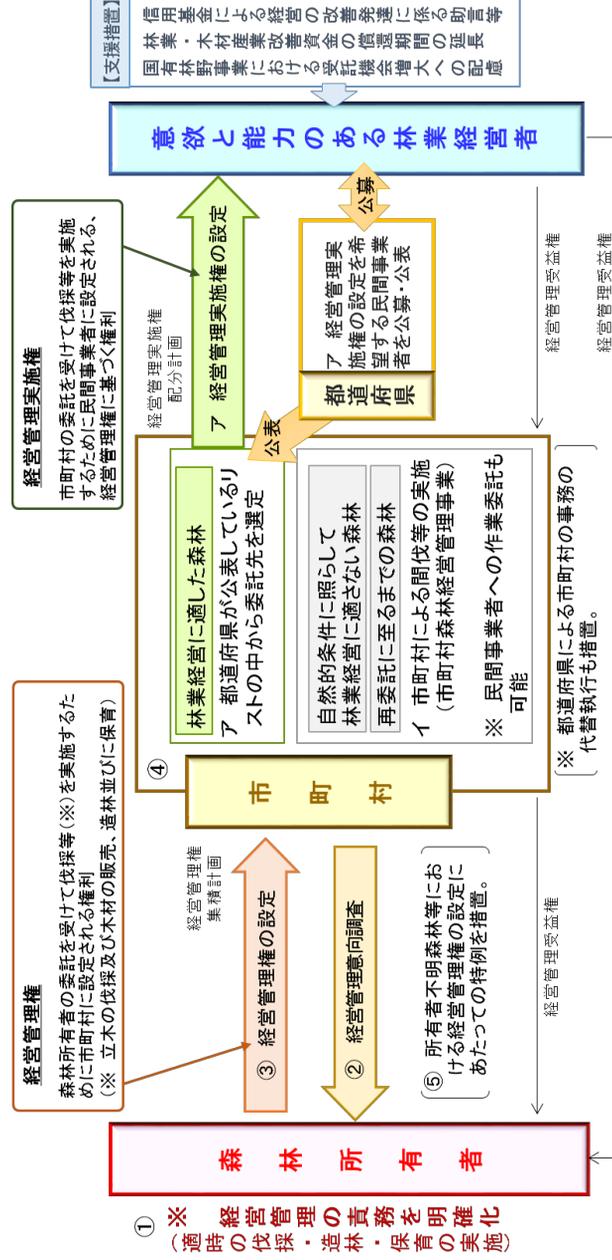
(森林経営管理法の趣旨)

- ✓ 森林の多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することが必要であり、そのためには林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の促進を図るための体制を整えることが必要。
- ✓ 森林経営管理法においては、経営や管理が適切に行われない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築。

(全体の仕組み)

- ① 森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化
- ② 市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認
- ③ 市町村は、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林については、経営管理集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける(経営管理権の取得)
- ④ 市町村は、経営管理権を取得した森林について、
  - ア 林業経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に再委託(経営管理実施権の設定)
  - イ 林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自ら市町村森林経営管理事業を実施
- ⑤ 所有者不明森林等において一定の手続を経て市町村が経営や管理の委託を受けられる

## 全体の仕組み図



# 1 森林経営管理法の趣旨及び概要②

「手引その1」の1-3～

## 対象となる森林

(対象となる森林、経営管理が行われていない森林)

- ✓ 経営管理権集積計画の対象となる森林は、都道府県知事が定めた地域森林計画の対象森林で経営管理が行われていない森林
- ✓ 経営管理が行われていない森林とは、水源涵養機能、木材生産機能、生物多様性保全機能等の森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施策を実施すべくにもかかわらず、長期間にわたって施策が実施されていない森林

## 責務

10

(責務)

- ✓ 森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施し、経営管理を行う
- ✓ 市町村は、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める

## 経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安(参考)

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5年生)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 造林届※に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは成林しないおそれがある場合。</li><li>○ 下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合。</li><li>○ 除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている場合。</li></ul>
2～4 齢級 (6～20年生)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施策方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。</li></ul>
5～標準伐期齢 (21年生～)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 最後に行った間伐から15年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施策を実施しておらず、林分が過密化している場合。</li></ul>
標準伐期齢以上	

※:伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第10条の8)

## 2 経営管理権集積計画の作成について①(意向調査)

「手引その1」の2-1～

### 事務の流れ

- ✓ 市町村は、管内に経営管理が行われていない森林がある場合、地域の担い手など地域の状況等を踏まえ、経営管理権を集積することが必要かつ適当と認める場合においては、「経営管理権集積計画」を作成。
- ✓ その際には、森林所有者に「経営管理意向調査」を行い、調査の結果、森林所有者から市町村に「経営管理権集積計画」を作成することについて希望があった森林について、森林所有者との合意の下に、経営管理の内容について明らかにした「経営管理権集積計画」を定め、これを公告し、この公告をもって、市町村が経営管理権を取得。
- ✓ なお、経営管理権集積計画の作成については、森林所有者から市町村に対して申し出ることにも可能。

### 意向調査

(準備作業)

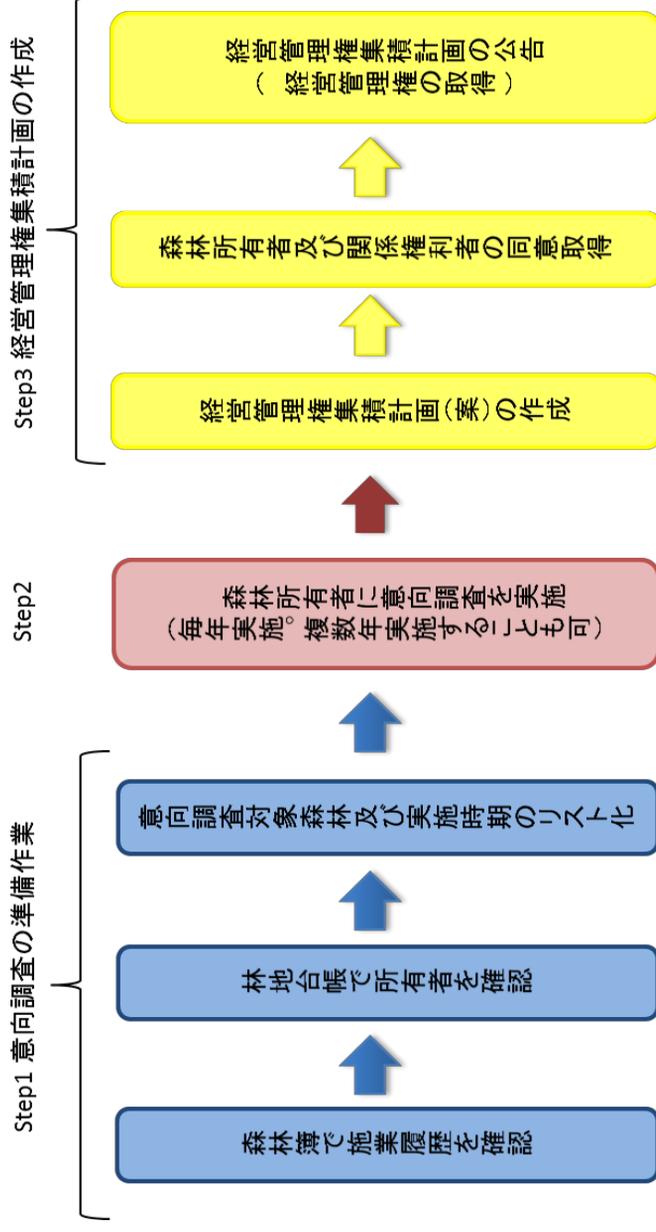
- ✓ 森林簿や林地台帳等により、森林の施業履歴や森林所有者等の情報を収集し、意向調査対象森林を整理し、優先順位を決定。その際には地域の関係者と連携

(意向調査の実施)

- ✓ 意向調査は、複数年で計画的に実施
- ✓ 実施に当たっては、集落座談会や訪問調査により趣旨・内容を説明
- ✓ 調査結果を踏まえた対応)

- ✓ 経営管理意向調査において森林所有者が経営管理権集積計画の作成を希望した森林、森林所有者から市町村に経営管理権集積計画の作成申出があった森林について、必要かつ適当と認める場合は経営管理権集積計画を作成

### 経営管理権集積計画を定めるまでの流れ



## 2 経営管理権集積計画の作成について②(記載内容等)

「手引その1」の2-5～

### 記載内容

- 一. 市町村が経営管理権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
- 二. 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- 三. 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
- 四. 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 五. 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- 六. 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
- 七. 存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
- 八. その他農林水産省令で定める事項

### 同意取得・公告

- (同意取得)
- ✓ 経営管理権集積計画を定める場合には、森林所有者その他使用及び収益を目的とする権利を有する関係権利者に対して当該計画の内容について説明し、同意を得ることが必要(公告)
  - ✓ 関係権利者の同意を得たときは、市町村は遅滞なく経営管理権集積計画を定めた旨を公告。これにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払いを受ける権利(経営管理受益権)がそれぞれ設定
  - ✓ 公告に当たっては、個人情報保護の観点から、森林所有者の名称・住所等が公表されないよう十分留意

### 留意事項

存続期間: 期間に上限下限はない(特例を除く)。なお、林業経営者による主伐を含む場合は、成林に一定の目処がつくよう15年以上(主伐後10年以上)の期間が確保されるよう設定

経営管理の内容: 施業の内容を記載。なお、林業経営者による主伐を含む場合は、天然更新ではなく、植栽によって造林を行うことが確保されるよう記載

金銭の額の算定方法: 算定の手法等を記載。なお、例としては、販売収益から伐採経費等を控除した額(利益)を森林所有者に支払うこととし、経費については林業経営者が経営管理実施権配分計画作成時に提出する見積額とする旨等を記載。

その他の事項:

- ・森林所有者が解約を望む場合は、市町村の同意が必要であること 等

# 2 経営管理権集積計画の作成について③(記載例)

「手引その1」の2-5

## 経営管理権集積計画の記載例

### 経営管理権集積計画 (記載例)

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理権の存続期間 (終期) (B)		経営管理権の開始		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)		(所在地) ●●●●市●●●● (住所又は所在地) ●●●●市●●●●、▲▲●●市▲▲		備考
整理番号	集○	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●	
1	●●●●市●●●●	123	123	12	12	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
2	同上	123	123	12	12	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	同上

13

### 続き

別添1

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	小班	●●●●市●●●●	●●●●市●●●●
地番	林班	123	123
地番	林班	12	12
地番	林班	16	16
地番	林班	17	17

経営管理実施権が設定される場合 パターン①>  
 ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽 (鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。) 及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。  
 <経営管理実施権が設定される場合 パターン②>  
 ○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。  
 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000~3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●●回、鳥獣害防止施設の見回り及び必要な補修を行うものとする。  
 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。  
 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。  
 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行

# 3 市町村森林経営管理事業

「手引その1」の3

## 対象となる森林

(対象となる森林)

- ✓ 市町村森林経営管理事業の対象となる森林は、市町村が経営管理権集積計画により経営管理権を取得した森林のうち、市町村が林業経営者に経営管理実施権を設定しない又は設定するまでの森林

## 事業の実施

(民間事業者の能力の活用)

- ✓ 市町村森林経営管理事業の実施に当たっては、請負事業を発注すること等により、民間事業者の有する技術的能力を活用(実施方法)

- ✓ 市町村森林経営管理事業においては、対象となる森林の状況を踏まえて、間伐を繰り返して複層林化するなど、自然的条件等の状況を踏まえ施業(費用等の取扱)

- ✓ 費用を市町村が負担する場合、発生した収益は、原則、市町村のものとする(基金に積み立てる等、事業実施のために活用)

経営管理権が設定された後の流れ

林業経営者につなげる

経営管理実施権配分計画  
の作成  
(経営管理実施権の設定)

- ① 森林資源の状況や路網整備の状況、製材工場の有無等
- ② 隣接森林での森林経営計画の策定状況
- ③ 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無等から判断

市町村に経営  
管理権が設定  
された森林

林業経営者につなげない

市町村森林経営管理事業  
(市町村自ら経営管理)

# 4 民間事業者への経営管理実施権の配分①

「手引その1」の4-1～

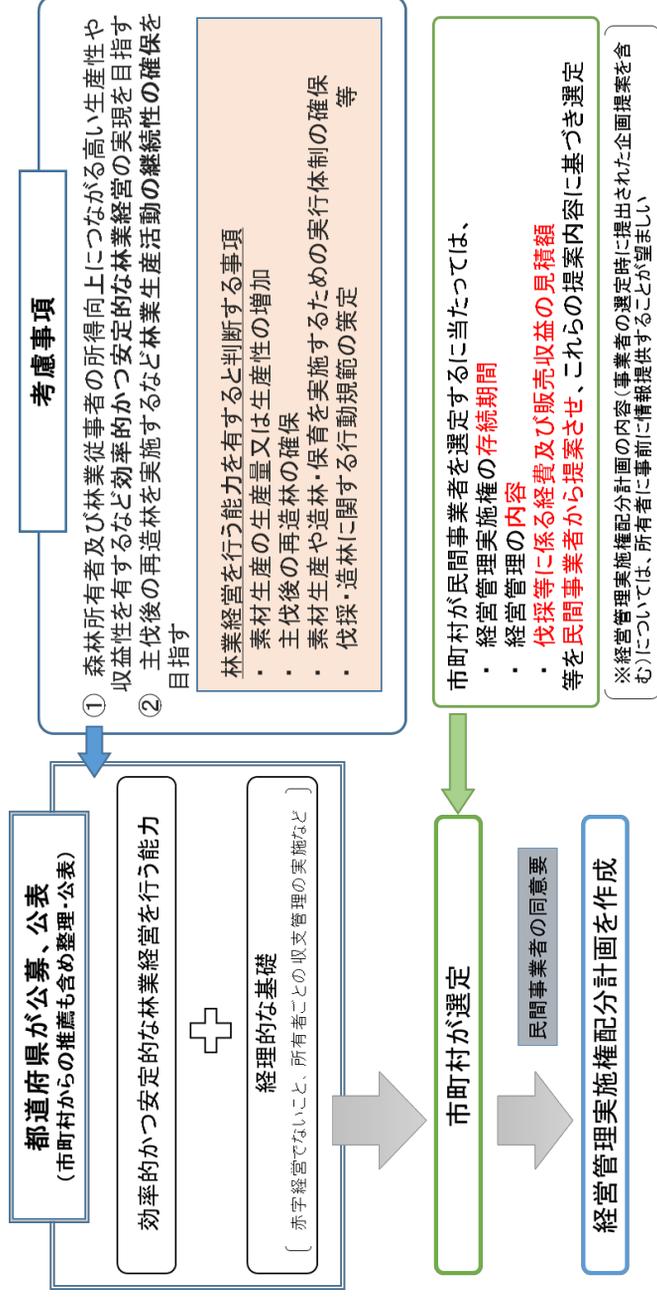
## 事務の流れ

- ✓ 都道府県は、経営管理実施権の設定を受けたいことを希望する民間事業者を公募し、応募した民間事業者のうち一定の要件に適合する者をリスト化し公表。
- ✓ 市町村は、経営管理権を取得した森林について、都道府県が公表した民間事業者の中から経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、民間事業者との合意の下に、経営管理実施権の存続期間や存続期間内に行う経営管理の内容について明らかにした「経営管理実施権配分計画」を定め、これを公告し、この公告をもって、民間事業者に経営管理実施権を設定。

## 民間事業者の公募・公表、選定

- (民間事業者の公募・公表)
- ✓ 都道府県は、定期的(年1回以上)、区域(市町村)ごとに、経営管理実施権の設定を受けたいことを希望する民間事業者を公募
- ✓ 都道府県は、効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有するなどの要件に適合する民間事業者とその応募内容の情報を公表
- (民間事業者の選定)
- ✓ 市町村は、都道府県が公表した民間事業者に対し、経営管理の内容等について企画提案の募集を実施
- ✓ 市町村は、企画提案書を審査し、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定
- ✓ 選定された民間事業者と協議した上で、経営管理実施権配分計画を作成

## 経営管理実施権配分計画を定めるまでの流れ



※経営管理実施権配分計画の内容(事業者の選定時に提出された企画提案を含む)については、所有者に事前に情報提供することが望ましい

# 4 民間事業者への経営管理実施権の配分②(記載内容等)

「手引その1」の4-5～

## 記載内容

- 一. 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の氏名又は名称及び住所
- 二. 民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
- 三. 前号に規定する森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- 四. 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
- 五. 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
- 六. 第二号に規定する森林に係る経営管理権集積計画において定められた第四条第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- 七. 市町村に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
- 八. 存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
- 九. その他農林水産省令で定める事項

## 同意取得・公告等

(同意取得、公告)

- ✓ 経営管理実施権配分計画を定める場合には、民間事業者の同意を得る
- ✓ 市町村は、民間事業者の同意を得たときは、遅滞なく経営管理実施権配分計画を定めた旨を公告。これにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権がそれぞれ設定(報告の徴収)
- ✓ 市町村は、林業経営者に対して、経営管理の状況その他必要な事項等に関して報告を求めよう努める

## 留意事項

全体: 経営管理実施権配分計画は、経営管理権集積計画の範囲内でなければならぬ

存続期間: 経営管理権集積計画の期間内で設定、主伐を含む場合は、成林に一定の目処がつくよう15年以上の期間(主伐後10年以上)が確保されるよう設定  
経営管理の内容: 経営管理権集積計画の範囲内により具体的な内容を記載。なお、主伐を含む場合は、天然更新ではなく、植栽による造林が確保されるよう記載

金銭の額の算定方法: 経営管理権集積計画に記載した算定方法の手法等を記載。なお、金銭の額の算定内容の詳細が分かるよう、林業経営者が提出した企画提案書を添付。

その他の事項:

- ・ 林業経営者が解約を望む場合は、森林所有者、市町村の同意が必要であること
- ・ 経営管理実施権を第三者に移転等できない 等

# 6 経営管理によって発生する金銭の会計処理について

「手引その1」の6

## 会計処理の例

- ✓ 経営管理によって発生した金銭を、森林所有者又は林業経営者が受け取ると、所得税又は法人税の課税対象となる。

(林業経営者)

- ✓ 伐採及び販売に要した経費は通常の委託料と同様に損益計算書の収益として計上

- ✓ 再造林や保育に要する経費は森林所有者から預り金として計上

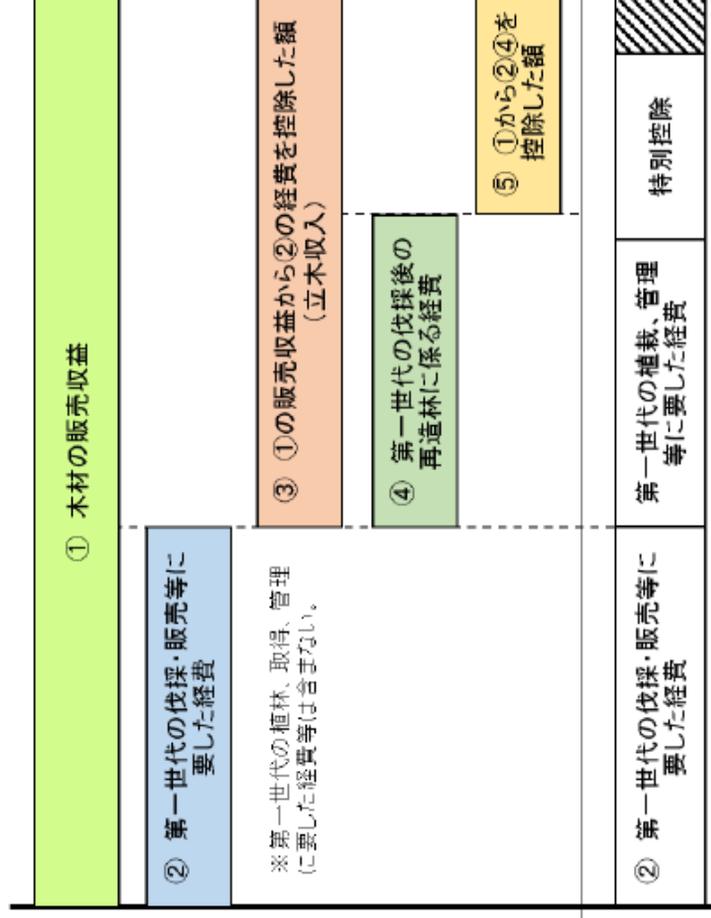
(森林所有者)

- ✓ 木材が販売された場合、森林所有者は、山林所得として確定申告  
森林所有者への課税
- ✓ なお、預り金は、総収入額の一部となる

(森林所有者に対する通知)

- ✓ 林業経営者が主伐により木材を販売した場合、主伐後の再造林、保育等を実施するための預り金の額等を森林所有者に通知

## (木材の販売収益に係る経費等の詳細)



※もしくは、概算経費控除

## (納税者等)

番号	金銭を受け取る者(支出者)	納税者
①		
②	林業経営者	林業経営者
③		
④	林業経営者 (森林所有者からの預り金)	森林所有者
⑤	森林所有者	森林所有者

※森林経営計画が策定されている場合、森林計画特別控除の対象

○山林所得  
 (山林所得の課税額  
 =山林所得×税率)

# 7 経営管理権集積計画の作成手続の特例について①

「手引その2」の7-1～

## 経営管理権集積計画の特例に係る手続きの流れ

経営管理が適切に行われていない森林を市町村が特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

**(1) 原則**  
全部確知・全員同意  
(単独所有／共有)



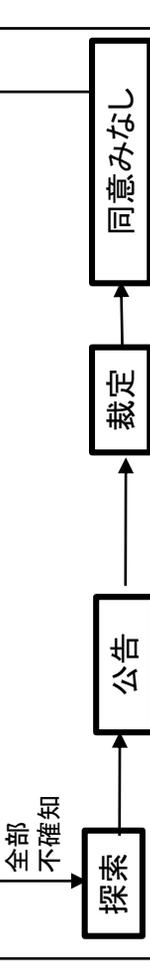
### (2) 共有者不明森林の特例

一部不確知  
確知共有者全員同意  
(奥有)



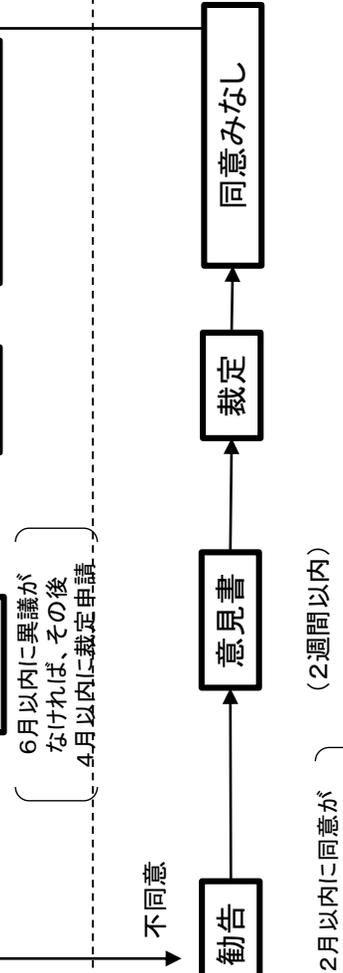
### (3) 所有者不明森林の特例

全部不確知  
(単独所有／共有)



### (4) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり (単独所有／共有)  
(経営管理が行われていないのに意向調査への返答がない場合などを想定)



- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消しの申出可
  - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
    - (2) 共有者不明森林 → いつでも取消しの申出可
    - (3) 所有者不明森林
    - (4) 確知所有者不同意森林 (※意見書提出者に限る) → 計画公告から5年以降に取消しの申出可
  - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
    - ① 民間事業者の承諾を得た
    - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

〔 2月以内に同意がなければ、催告から6月以内に裁定申請 〕

〔 6月以内に異議がなければ、その後4月以内に裁定申請 〕

〔 (2週間以内) 〕

# 7 経営管理権集積計画の作成手続の特例について②

「手引その2」の7-1～

## 共有者不明・所有者不明

(手続きの流れ)

- ✓ 森林所有者の一部又は全部が不明であることが明らかとなった森林について経営管理権集積計画を定めようとする場合は、不明森林共有者等を探索し、なお不明の場合は、その旨及び経営管理権集積計画を公告し、所有者不明森林については、さらに都道府県知事の裁定を経ることで、当該森林について経営管理権集積計画を定めることができる。

## 探索・公告・裁定

(探索)

- ✓ 市町村が行う探索の方法は、森林の登記事項証明書等に基づいて、
  - ① 森林所有者が個人の場合には、住民票の写しや戸籍謄本等により森林所有者と思われる者又はその相続人を探索。
  - ② 森林所有者が法人の場合には、法人の登記事項証明書により森林所有者と思われる法人を探索。

(公告)

- ✓ 市町村は、探索を行ってもなお不明森林共有者等を確知することができないときは、定めようとする経営管理権集積計画等を、インターネット又は市町村の公報への掲載等の方法を活用することで公告

(裁定)

- ✓ 所有者不明森林について、裁定によりみなし同意を得ることを希望する場合は、市町村長は都道府県知事に裁定を申請し、都道府県知事は、経営管理権集積計画を定めることが必要かつ適当と認められる時は、裁定(計画の取消し)
- ✓ 公告期間内に異議を述べず、同意したとみなされた不明森林共有者は、経営管理権集積計画が公告された後に取消しを申し出ることができる。
- ✓ また、裁定により同意したとみなされた不明森林所有者は、経営管理権集積計画の公告があった日から起算して5年を経過したときに取消しを申し出ることができる。
- ✓ なお、経営管理実施権配分計画が定められている場合には、林業経営者の同意等が必要

# 7 経営管理権集積計画の作成手続の特例について③

「手引その2」の7-3

## 確知所有者不同意森林

(対象となる森林)

- ✓ 市町村が経営管理権集積計画を定めようとする森林で、経営管理意向調査を行っても確知森林所有者が経営管理の意向を示さない森林又は確知森林所有者が自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらずその後経営管理を実施していない森林

(手続きの流れ)

- ✓ 市町村が経営管理権集積計画に同意を得るために十分努めたにもかかわらず同意を得られなかった場合、確知森林所有者に市町村長が当該森林所有者に経営管理権集積計画に同意する旨の勧告を行い、なお同意しない場合は、都道府県に裁定を申請し、当該経営管理権集積計画に同意すべき旨の裁定があれば、市町村は経営管理権集積計画を定めることができる。

(裁定の申請と意見書の提出)

- ✓ 市町村長が勧告をしたにも関わらず、確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意しないときは、都道府県知事の裁定を申請することができる。
- ✓ 都道府県知事は裁定の申請があったときは、確知森林所有者に意見書を提出する機会を与えた上で、裁定を行う。

(計画の取り消し)

- ✓ 意見書を提出した者は、経営管理権集積計画の公告があった日から起算して5年を経過したときは取り消しを申し出ることができる。なお、経営管理実施権配分計画が定められている場合には、林業経営者の同意等が必要

# 8 災害等防止措置命令等

「手引その2」の8

(手続きの流れ)

- ✓ 市町村長は、森林の周辺の地域において災害等がおおきくと判断される場合、その森林の森林所有者に災害等防止措置命令を发出し、なお森林所有者が災害等防止措置を実施しない場合は、市町村長自ら災害等防止措置を行うこと(代執行)ができる。
- ✓ 市町村長が、災害等防止措置を講じたときは、要した経費について森林所有者から徴収することができる。

## 9 市町村の実施体制の確保について

### 「手引その2」の9

- ✓ 市町村は、実施体制の確保に向け、地域林政アドバイザー制度の活用による林業技術者の確保や国が行う実務研修への参加等による林務担当者の育成等を図ること、市町村単独で実施体制が整わない場合は隣接市町村と一体となって取り組むことが望ましい。
- ✓ なお、職員の事務負担の軽減の観点から、必要に応じて民間に委託することも可能。

## 10 都道府県による事務の代替執行について

### 「手引その2」の10

- ✓ 都道府県は、市町村が行う事務のうち、①経営管理意向調査、②経営管理権集積計画の作成、③市町村森林経営管理事業、④経営管理実施権配分計画の作成に関する事務について、都道府県が広域で一体として集積・集約化したほうが効率的に経営管理を実施できると判断する場合は、代替執行が必要と認めるときには、市町村に協議を申し入れることができる。
- ✓ なお、本制度では、地方自治法第252条の16の2第3項の適用除外とし、議会の議決を経ることを不要としている。

## 11 林業経営者への支援措置について

### 「手引その2」の11

- ✓ 経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対しては、国は国有林野事業への配慮、国及び都道府県による指導及び助言、独立行政法人農林漁業信用基金による支援等を実施。
- ✓ このような支援措置について、林業経営者に対する情報提供に努めること。

## ○森林経営管理法

(平成三十年六月一日)

(法律第三十五号)

第百九十六回通常国会

第四次安倍内閣

森林経営管理法をここに公布する。

## 森林経営管理法

## 目次

## 第一章 総則（第一条—第三条）

## 第二章 市町村への経営管理権の集積

## 第一節 経営管理権集積計画の作成等（第四条—第九条）

## 第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例

## 第一款 共有者不明森林に係る特例（第十条—第十五条）

## 第二款 確知所有者不同意森林に係る特例（第十六条—第二十三条）

## 第三款 所有者不明森林に係る特例（第二十四条—第三十二条）

## 第三章 市町村による森林の経営管理（第三十三条・第三十四条）

## 第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分（第三十五条—第四十一条）

## 第五章 災害等防止措置命令等（第四十二条・第四十三条）

## 第六章 林業経営者に対する支援措置（第四十四条—第四十六条）

## 第七章 雑則（第四十七条—第五十一条）

## 第八章 罰則（第五十二条・第五十三条）

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「森林」とは、森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「経営管理」とは、森林（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第五章を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。

4 この法律において「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材

の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うこと（を含む。）を実施するための権利をいう。

- 5 この法律において「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利をいう。

（責務）

第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

- 2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第二章 市町村への経営管理権の集積

### 第一節 経営管理権集積計画の作成等

（経営管理権集積計画の作成）

第四条 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。

- 2 経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が経営管理権の設定を受ける森林（以下「集積計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積
- 二 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
- 四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- 五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- 六 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
- 七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
- 八 その他農林水産省令で定める事項

- 3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

- 4 経営管理権集積計画は、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業（同法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業を

いう。)の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

- 5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。

(経営管理意向調査)

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者(次条第一項の規定による申出に係るものを除く。)に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査(第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。)を行うものとする。

中略

### 第三章 市町村による森林の経営管理

(市町村森林経営管理事業)

第三十三条 市町村は、経営管理権を取得した森林(第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものを除く。)について経営管理を行う事業(以下「市町村森林経営管理事業」という。)を実施するものとする。

- 2 市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うものとする。

(報告)

第三十四条 農林水産大臣は、市町村森林経営管理事業を実施する市町村に対し、市町村森林経営管理事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

### 第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分

(経営管理実施権配分計画の作成)

第三十五条 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。

- 2 経営管理実施権配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
  - 三 前号に規定する森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
  - 四 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
  - 五 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
  - 六 第二号に規定する森林に係る経営管理権集積計画において定められた第四条第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
  - 七 市町村に支払われるべき金銭がある場合(次号に規定する清算の場合を除く。)における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
  - 八 第四号に規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
  - 九 その他農林水産省令で定める事項

3 経営管理実施権配分計画は、前項第二号に規定する森林ごとに、同項第一号に規定する民間事業者の同意が得られているものでなければならない。

(民間事業者の選定等)

第三十六条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、前条第二項第一号に規定する民間事業者を、前項の規定により公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前三項の規定による公募及び公表並びに選定に当たっては、これらの過程の透明化を図るよう努めるものとする。

中略

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

後略

## 諮問第 5 号

### 個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

滝沢市長 主濱 了

#### 1 個人情報取扱事務の名称及び内容

##### (1) 名称

空家等対策推進事業

##### (2) 内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づく滝沢市空家等対策計画（仮称）を策定し、今後の空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の対策をより総合的かつ計画的に進めること並びに市における空家等対策の全体像及び空家等の適正な管理の重要性について広く市民に周知していくことを目的とし、次に掲げる事務を行うもの。

ア 空家等対策計画の策定に当たり、空家等の現状及び課題を把握するため、空家等を対象とした現地調査並びに空家等の所有者又は課税対象者（以下「所有者等」という。）の意向及び空家の実態に関するアンケート調査を実施すること。

イ アの調査結果に基づき、空家等対策計画を策定すること。

ウ 空家等対策計画に定める具体的な施策を推進すること。

#### 2 所管課

都市整備部都市政策課

#### 3 委託先

入札により選定した業者

#### 4 委託の内容

##### (1) 委託する内容

市が、水道閉栓情報、空き家データベースの情報等を委託先に提供し、委託先においては提供された情報を元に空家等の候補を抽出し、空家等の不良度の判定等をするため、空家等の候補の現地調査を行い、市にその調査結果を報告する。

市は、現地調査を実施した空家等の所有者等の情報を委託先に提供し、委託先にお

いては、空家等の所有者等の意向及び空家の実態に関するアンケート調査を行い、市にそれらの調査結果及び空家等対策計画の基礎資料となるよう、空家等の戸数、分類、傾向等の分析結果等を市に納品する。

市は、納品された調査結果、分析結果等に基づき、空家等対策計画を策定する。

(2) 委託に含まれる個人情報

整理番号、氏名、住所、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、財産状況及び居住状況

(3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（調査分析委託）

5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成することとする。

6 委託の開始期間

令和2年5月下旬予定

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	空家等対策推進事業			
	目的	空家等に関する施策を推進するため。			
	根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 平成	27 年 12 月 16 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	空家等の所有者等			の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	空家等に関する施策を推進するため。				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号(システムで使用するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 [根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条]			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 無 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]			
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <b>本人以外から収集する場合の</b> 条例該当条項、具体的方法等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ 法第10条第1項 固定資産税等を担当課に照会する ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ 空家等を活用しようとする者から収集する ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [ 本人への通知： ] [省略の場合：審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 号 ] [本人への通知： ] [省略の場合：審議会承認 第 号 ]				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	システム名称等	<input type="checkbox"/> 有 [ 審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 無		

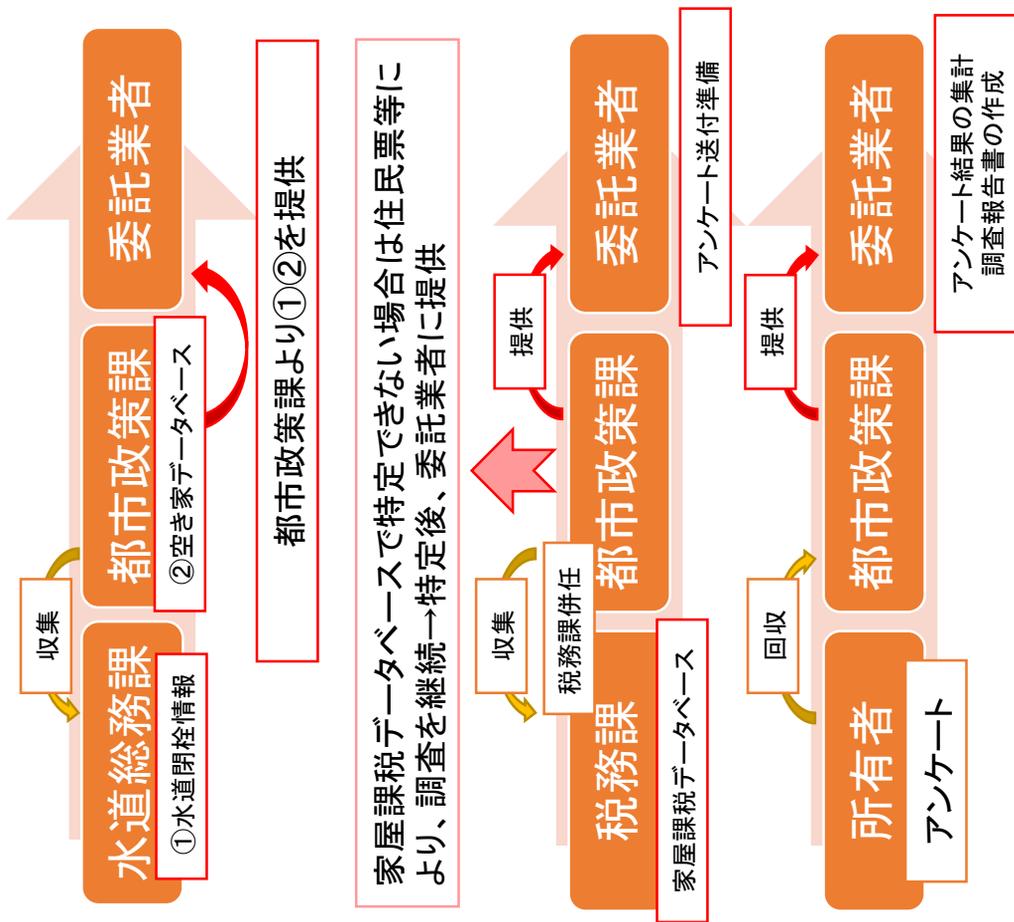
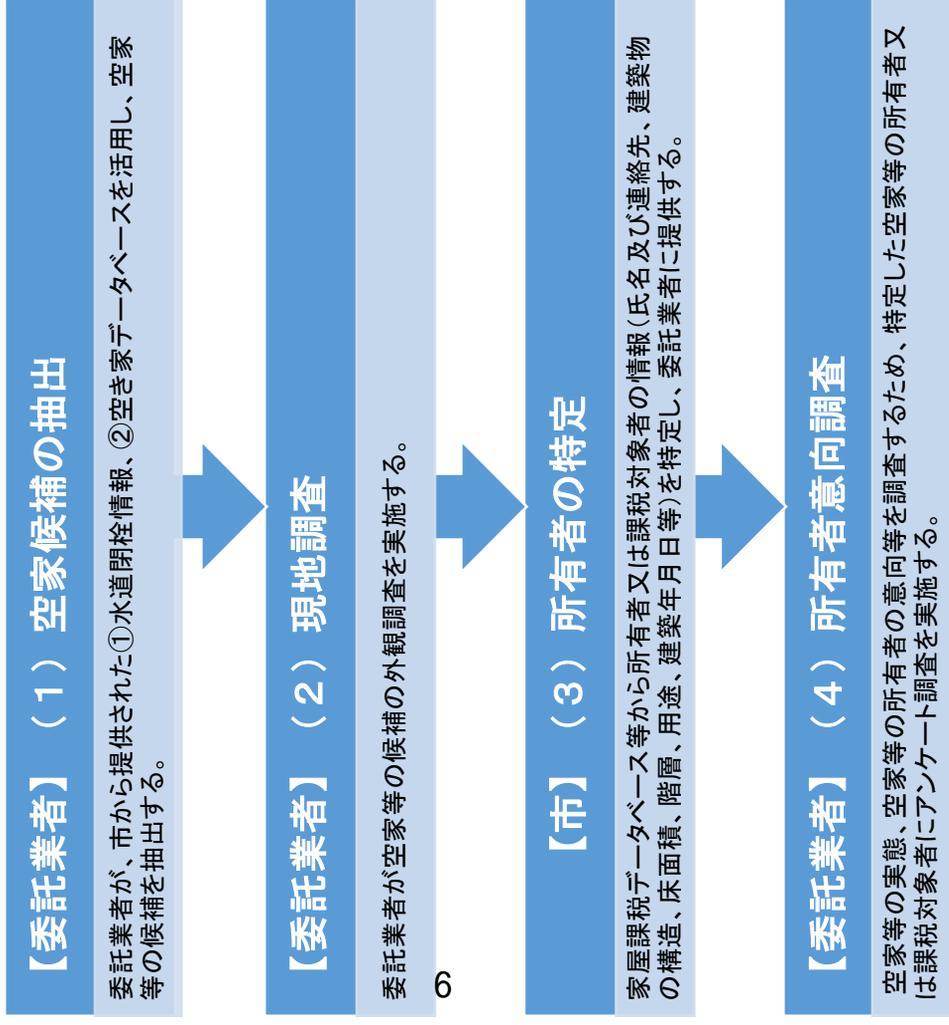
(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: 空家等所有者等] _____ ] [項目名: 空家等を活用しようとする者の氏名又は名称、住所及び連絡先等] _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: 空き家実態調査業務委託業者] _____ ] [項目名: 整理番号、氏名、住所、電話番号、国籍・本籍、続柄、親族関係、婚姻歴、財産状況及び居住状況] _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	都市整備部 都市政策課長		
所管課等	都市整備部 都市政策課	登録番号	205
		登録年月日	平成27年12月16日
	事務移管日		審議会報告
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		空家等対策推進事業		
所管課等		都市整備部 都市政策課		登録番号 205
No.	文書等の名称	記録形態		
1	空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事務に係る所有者情報等	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 写真

# 空家実態調査業務委託概要・フロー図



## ○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第二百二十七号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは

、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うこ

とができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修

- 繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
  - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
  - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
  - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
  - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
  - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
  - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
  - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
  - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
  - 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国

土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行）

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

諮問第 6 号

個人情報取扱事務の委託の内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について

次のとおり個人情報取扱事務の委託の内容を変更すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

ふるさと納税推進事業

(2) 内容

地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）の施行により、「地方創生」の一環として、納税の地域間格差の是正を目的とした「ふるさと納税」制度が平成 20 年から開始されたことに伴い、市の自主財源の拡大を図るため、ふるさと納税制度を推進するもの。

現在の「ふるさと納税」制度は、納税している国民が、出身地の自治体や応援したい自治体に寄附を行うことにより、翌年の個人住民税所得割の約 2 割を上限とする金額が所得税と合わせて控除される制度となっている。

2 所管課等

企画総務部財務課

3 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

(1) 変更の理由

ふるさと納税の拡大のため、ポータルサイトを増設することに伴う変更である。なお、委託に含まれる個人情報のうち委託先に提供する個人情報、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号）別表第 8 の該当及び委託の条件については、変更がないことを申し添える。

(2) 変更内容

ア 委託する内容及び委託先

	変更前	変更後

	(平成30年第2回審議会諮問 第5号)	
申込受付業務 ※1	株式会社トラストバンク	株式会社トラストバンク※6
	株式会社サイネックス	楽天株式会社
		株式会社アイモバイル
		株式会社さとふる
収納代行業務 ※2	ヤフー株式会社	楽天株式会社
	株式会社東北ジェーシービー	株式会社さとふる
	三井住友カード株式会社	ベリトランス株式会社
		トヨタファイナンス株式会社
		株式会社東北 JCB
	株式会社トラストバンク※6	
返礼品の発送 業務※3	滝沢市観光協会	滝沢市観光協会
		株式会社トラストバンク※6
		株式会社さとふる
		その他市内返礼品取扱業者
代理受領証明 書発行※4	株式会社サイネックス	株式会社トラストバンク※6
ワンストップ 特例対応業務 ※5		株式会社トラストバンク
ふるさと納税 管理システム		株式会社トラストバンク
<p>※1 ふるさと納税をしようとする者が、インターネット上で申込を行う場合の 申込受付業務</p> <p>※2 ふるさと納税をしようとする者が、インターネット上で申込を行った場合 の寄附額情報の照合及び寄附額の収納業務</p> <p>※3 ふるさと納税に係る返礼品の発送業務</p> <p>※4 ふるさと納税に係る代理受領証明書発行業務</p> <p>※5 ワンストップ特例制度に対応するため、ふるさと納税制度に申し込みをし た者の個人情報及び個人番号を整備し、市に納品する業務</p> <p>※6 株式会社トラストバンクについては、申込受付から返礼品の発送までの業 務を一貫して委託する予定としている。</p>		

イ 委託に含まれる個人情報のうち委託先が収集する個人情報

変更前 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附  
金額及び希望する返礼品

変更後 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附  
金額、希望する返礼品及び個人番号

ウ 委託に含まれる個人情報のうち委託先に提供する個人情報

変更前 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望する返礼品

変更後 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、メールアドレス、寄附金額、希望する返礼品及び個人番号

(3) 委託の開始時期

令和2年4月1日から開始予定

4 オンライン結合による個人情報の提供について

(1) オンライン結合により提供する個人情報

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望返礼品

(2) 提供先

株式会社トラストバンク

滝沢市観光協会

その他市内返礼品取扱業者

(3) 提供先での利用目的

ア 寄附金受領証明書の発行代行及びダウンロードサービスの提供

イ ワンストップ特例申請業務代行サービスの提供

ウ 返礼品の発送代行業務

(4) オンライン結合による提供の方法

市及び株式会社トラストバンクが取得したふるさと納税制度に申し込みをした者に関する情報のうち、個人番号にあってはL G W A N（地方公共団体情報システム機構が運営するインターネットから隔離された総合行政ネットワークをいう。）上に構築されているふるさと納税管理システムに入力し、個人番号以外の情報にあってはインターネット上に構築されているふるさと納税管理システムに入力する。

提供先の業者は、インターネット上に構築されているふるさと納税管理システムにアクセスし個人番号以外の情報を閲覧する。

(5) オンライン結合により提供する理由

ア 公益上の必要性

提供先と必要な情報がリアルタイムかつ正確に共有されることによる情報共有の正確性の向上及び業務の効率化が図られる。

イ 個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）

ふるさと納税管理システムは、特に重要な個人情報である個人番号はL G W A N環境のみで取り扱うこととしていること並びに当該システムを使用するためにはユーザーIDとパスワードの入力が必要となること並びに各ユーザーIDとパスワードを市財務課及び情報の提供先のみ付与することにより、機密性を保つこととする。

(6) オンライン結合による提供の開始時期

令和2年4月1日から開始予定



(第2面)

<p>個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)  <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)          [法令名: ]          [利用先: ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)          [利用先: ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)          [利用先: ]          [本人への通知: ]          [省略の場合: 審議会承認 第 号 ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号          [利用先: ]          [本人への通知: ]          [省略の場合: 審議会承認 第 号 ]</p>												
<p>個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無  <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)          [法令名: 地方税法附則第7条 ]          [提供先: 寄附者在住自治体税務部署 ]          [項目名: 氏名、住所、性別、生年月日・年齢、電話番号、寄附金額及び個人番号 ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)          [提供先: ]          [項目名: ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)          [提供先: ]          [項目名: ]          [本人への通知: ]          [省略の場合: 審議会承認 第 号 ]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 号          [提供先: 滝沢市観光協会 ]          [項目名: 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄附金額及び希望返礼品 ]          [本人への通知: ]          [省略の場合: 審議会承認 第 号 ]</p>												
<p>個人情報取扱事務の委託</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [ 審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 委託無</p>												
<p>公文書の保管期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄</p>												
<p>個人情報保護管理責任者</p>	<p>企画総務部財務課長</p>												
<p>所管課等</p>	<table border="1"> <tr> <td>企画総務部財務課</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話 019 (656) 6567 内線2172</td> <td>登録年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務移管日</td> <td>審議会報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移管前の課等</td> <td>縦覧開始日</td> <td></td> </tr> </table>	企画総務部財務課	登録番号		電話 019 (656) 6567 内線2172	登録年月日		事務移管日	審議会報告		移管前の課等	縦覧開始日	
企画総務部財務課	登録番号												
電話 019 (656) 6567 内線2172	登録年月日												
事務移管日	審議会報告												
移管前の課等	縦覧開始日												

(第3面)

## 個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		ふるさと納税推進事業		
所管課等		企画総務部財務課		登録番号
No.	文書等の名称	記録形態		
1	ふるさと納税寄附申出エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
2	クレジット収納用エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
3	クレジット決済以外収納用エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
4	返礼品発送依頼用エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
5	寄附金税額控除に係る申告特例通知エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
6	滝沢市観光協会実績集計エクセルファイル	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
7	ふるさと納税Do寄附情報管理システム	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input checked="" type="checkbox"/> [ ネット上の管理システ	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	

# ふるさと納税に係る事務処理の流れ図

- 注記
- この流れ図は、申込受付者を介する場合を示したものである。
  - ふるさと納税を行う者が、実際に納税を行うタイミングは次のとおり。
    - クレジットカード払いの場合 申込受付業者への申込時
    - その他の場合 寄附申出時に4つの納付方法から選択し、納めていただく。
  - 申込受付者を介さない場合は、ふるさと納税を行う者が直接滝沢市に申込を行い、納税の方法は郵便振替・銀行振込・市納付書払い（県内在住者限定）及び現金払いで行う。

**ふるさと納税を行う者の住所地自治体**

税務担当課

納税情報

- 氏名・住所・生年月日・性別
- 電話番号・寄附金額・マイナンバー

**申込受付**

株式会社トラストバンク  
楽天株式会社  
株式会社アイモバイル  
株式会社さとふる

申込情報

- 寄附申出日・氏名・住所・生年月日
- 性別・電話番号・メールアドレス
- 寄附金額・寄附の目的
- 希望返礼品

**① 申込**

**② 決済代行**

**③ 銀行振込 郵便振替**

**収納代行**

楽天株式会社、株式会社さとふる、ペリトランス株式会社、トヨタアイナンス株式会社、株式会社東北JCB、株式会社トラストバンク、

申込情報

- 寄附申出日・氏名
- 住所・寄附金額・決済日

**代理受領証明書発行 ワンストップ特例対応業務**

滝沢市財務課  
株式会社トラストバンク

申込情報

- 寄附申出日・氏名・住所
- 生年月日・性別・電話番号
- メールアドレス・寄附金額
- 寄附の目的・希望返礼品
- クレジットカード決済日

マイナンバー

**返礼品発送**

オンライン結合により市から提供された情報により  
返礼品発送を行う業者

- 滝沢市観光協会
- その他市内返礼品取扱業者

自社で申込受付時に収集した情報により、  
返礼品発送を行う業者

- 株式会社さとふる
- 株式会社トラストバンク

**⑨ 返礼品送付に係る情報の提供**

返礼品送付に係る情報

- 寄附申出日・氏名・住所
- 電話番号・メールアドレス
- 寄附金額・納付日
- 希望返礼品

**⑥ 納税関係書類の送付**

**⑦ マイナンバーの請求**

**⑧ マイナンバーの提供**

**⑩ 返礼品の送付**

ふるさと納税を行う者

## ⑪ ふるさと納税情報の送付

